

令和4年度飯舘村特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事

現 場 説 明 書

福 島 地 方 環 境 事 務 所

1. 共通事項

現場説明書事項は、制約をうける当該工事に関する施工条件を明示することによって工事の円滑な執行に資することを目的としており、当該契約においてやむを得ず施工方法等について仮指定せざるを得ないもの、又は変更が予想されるもの、あるいは制約される工事工程等について十分な見積りができるよう条件明示するものである。

そのため、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものである。

また、明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項にもとづき受注者と発注者とが協議できるものである。

2. 基本事項

本工事施工の前提となる基本事項の処理については以下のとおりとし、これら条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、受注者と発注者とが協議するものとする。

(1) 用地関係

本工事に必要な仮置場用地の未契約の有無（無し）

(2) 協議関係

本工事に必要な設計協議等の未協議の有無（無し）

3. 制約条件に関する事項

解体、除染対象区域内の道路は、工事期間中、片側交互通行等の交通制限ができるものと考えている。

なお、制約条件等に変更があった場合は対応方法について別途協議する。

4. 仮置場等に関する事項

本工事の除去土壌等は、仮置場又は一次保管所（以下「仮置場等」という。）の確保を前提としている。

輸送距離については、実際の距離に応じ、別途協議の上、設計変更の対象とする。

5. 除染に係る同意取得及び解体に係る申請受付に関する事項

除染に係る同意の取得及び解体に係る申請の受付に不測の時間がかかり、工事工程に影響が生じる場合は別途協議する。

6. 施工時期、時間・施工に関する事項

本工事の被災建物等解体撤去等及び除染等工事（以下「解体及び除染等工事」とい

う。)に係る工事設計労務単価は、時間的制約が無いため、労働者単価の割増は行っていない。

関係官公署その他関係する者から特に施工時間帯の制約を受け、それが他の施工現場の施工時間等で調整できない場合は、別途協議の上、設計変更の対象とする。

7. 放射線防護に関する事項

除染電離則に基づく放射線防護に要する費用は、当初設計において以下の通り。

- ① 保護具装具費（防塵マスク（使い捨てマスク）、個人線量計）
- ② 使用済み保護具装具処理費（防護服未使用の場合）
- ③ 除染電離則に係る安全講習費
- ④ 電離放射線健康診断を含む健康診断費
- ⑤ セルフスクリーニング費
- ⑥ 放射線管理手帳
- ⑦ 放射線管理責任者

上記費用を、共通仮設費・安全費に計上している。

また、諸経費対象外項目には以下の費用を計上している。

- ⑧ 除染等業務従事者の被ばく線量記録管理一元化に係る制度への参加費用

これらのうち、③、⑥、⑧、については、⑧の制度等により確認できる実数に応じて、別途協議の上、設計変更の対象とする。

上記以外のものについても、必要がある場合は別途協議の上、設計変更の対象とする。

8. 防塵対策に関する事項

本工事に伴う防塵対策は、当初設計において計上していない。必要がある場合は別途協議の上、設計変更の対象とする。

9. 交通安全に関する事項

本工事範囲内の道路等の除染作業は交通誘導員を計上しているが、施工の手順、警察等関係機関との協議等により、交通誘導員の変動が生じた場合は別途協議の上、設計変更の対象とする。

10. 労働者等宿舍設置・撤去に関する事項

労働者確保に要する労働者宿舍の設置及び撤去に要する費用は、当初設計において計上していない。必要がある場合は、別途協議の上、設計変更の対象とする。

11. 除雪に関する事項

本工事の除雪に関しては当初計上していない。工事施工中、施工箇所（工事用道路、仮設備）等の除雪を必要とする場合は対応に関して別途協議する。

12. 洗浄について

タイヤ洗浄及び使用機器の洗浄に要する費用は、別途協議の上、設計変更の対象とする。

13. 足場及び高所作業について

足場については、具体的な設置場所は監督職員と協議の上、決定するものとする。また、高所作業車にて対応できる場合は、高所作業車の使用を優先する。

当初設計で計上している足場及び高所作業車の数量は、上記協議の結果を受けて変更対象とする。

14. 労務費等の単価

設計労務単価は、「令和4年度除染等工事設計労務単価」を適用している。また技術者単価は、「令和4年度国土交通省設計業務委託等技術者単価」を適用している。

福島地方環境事務所が定める資材単価については、環境省福島地方環境事務所6階閲覧コーナー（6階受付脇）において閲覧可能である。

福島地方環境事務所が定める資材単価以外の資材単価は、建設物価と積算資料の二誌平均とする。

また、入札公告期間中に適用単価の改正があった場合、新単価を適用することとする。

15. 特殊勤務手当について

- ・ 本工事のうち施工場所が帰還困難区域に係る外業については、解体及び除染等工事に従事するものとし6,600円の特殊勤務手当を計上している。

なお、内業及び避難指示解除済み区域に係る外業に従事する者は、特殊勤務手当の支給の対象とはしていない。

- ・ 除染等工事暫定積算基準内の諸雑費（率）の対象には、特殊勤務手当は含まれない。

16. 廃棄物等について

解体から生じる廃棄物等の保管容器については、ポリエチレン2重内袋の耐候性大型土のうを計上している。

廃材積込費における積込数量は、解体延床面積から算出した数量で積算している。なお、解体延床面積に変更があった場合は、再算出した数量で精算することとする。

除染等工事について、ポリエチレン2重内袋の耐候性大型土のうを計上している。

なお、屋外残置物についてはポリエチレン 1 重内袋の耐候性大型土のうを計上している。

17. 除染工事における再利用材の運搬(使用)

客土等再利用材は、関根松塚 5 仮置場に残置した遮へい土をふるい、再利用材として使用することとする。なお、再利用材に過不足等がある場合は、監督職員と協議すること。

18. 参考歩掛の提示

「除染特別地域における除染等工事暫定積算基準」以外の積算内容に関して、提示可能な歩掛については、入札説明書等に対する質問の回答期限日までに質問の回答と同様の方法にて提示する。また、提示のない歩掛については、貴社にて想定し、見積もること。

19. 間接費の補正

本工事は復興係数（共通仮設費：1.5 現場管理費：1.2）を乗じている。

なお、上記について変更が生じた場合には設計変更の対象とする。

本工事は共通仮設費率及び現場管理費率は施工地域による補正係数を乗じていない。

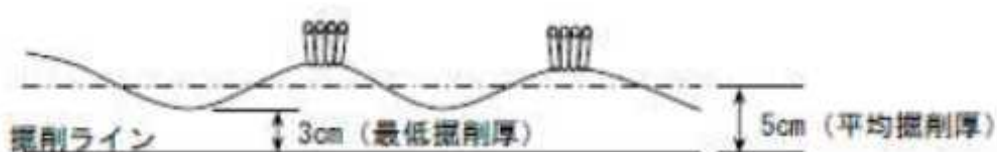
20. その他

- ・ 建物等解体撤去等工事の諸経費の算定に当たっては、公共建築工事共通費積算基準を準用している。
- ・ 除染等工事の歩掛及び諸経費の算定に当たっては、除染特別地域における除染等工事暫定積算基準（第 15 版）を適用している。
- ・ 機械損料については「東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正」に基づき、ブルドーザ（リッパ装置付きブルドーザを除く。）バックホウ、ダンプトラック（建設用ダンプトラックを除く。）に限り請負工事機械経費算定要領（昭和 49 年 3 月 15 日付け建設省機発第 44 条）第 5 の規定に加え、建設機械の運転時間 1 時間当たり損料に 100 分の 105 を乗じて得た額を超えない範囲で補正するものとする。
なお、上記について変更が生じた場合には設計変更の対象とする。
- ・ ダンプトラックの損耗費及び補修費については良好を適用している。
- ・ 建設機械賃貸料金については長期割引を適用している。
- ・ 本工事は想定数量で積算しているため、施工に際し数量増減が生じる場合は、別途協議の上、設計変更の対象とする。
- ・ 仮橋は、架橋位置、地質条件等を想定で積算しているため、施工に際し変更が生じた場合には別途協議の上、設計変更の対象とする。
- ・ 積雪や凍結の気象条件により作業を行うことが困難になることを考慮して作業計画

を作成すること。

- 除染電離則第 19 条及び第 25 条の 8 で定める安全講習（特別教育）費については、1 回受講する分を計上している。「除染等業務従事者被ばく線量登録管理制度」等により確認できる実際の受講者数が設計と異なる場合は、別途協議の上、設計変更の対象とする。
- 農地における灌木の刈払については、繁茂の本数、生育状況に応じ別途協議の上、設計変更の対象とする。
- 本工事は施工計画書等の準備を速やかに実施するものとし、除染工事等共通仕様書第 1 章 1 節 1-1-13 「工事の着手」を厳守するものとする。
- 資材等の再利用については、別途協議の上、設計変更の対象とする。
- 主任技術者の配置については、土木工事及び建築工事における兼任を可能とする。
- 除染等工事における農地の削り取り厚さの考え方は、下図のとおり想定しており平均厚さ 5 cm（拠点区域内の一部は 7cm）として計上しているが、削り取り作業前の農地土壌の放射性物質濃度の測定結果に基づき、削り取り厚さ、施工方法等について別途協議の上、設計変更の対象とする。

水田



畑



- 飯舘村における支障木の伐採に関して、ラフテレーンクレーンは必要ないものと考えている。なお、施工条件に変更があった場合は監督職員と協議すること。
- 屋外残置廃棄物が発生した際は監督職員と協議すること。また、屋外残置廃棄物は、大型土のう袋等に格納することを基本としているが、大型土のう等への袋詰めが困難な場合は、監督職員と協議すること。

令和4年度
飯舘村特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事

特 記 仕 様 書

福島地方環境事務所

第一編 共通編

1. 工事の目的

福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）においては、特定避難指示区域市町村の長は、おおむね 5 年以内での避難指示の解除による住民の帰還・居住の開始を目指す区域について、土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理、廃棄物の処理、その他の事業に関する事項が定められた特定復興再生拠点区域復興再生計画（以下「拠点計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができることとされている。

本工事は、福島復興再生特別措置法及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）並びに飯舘村拠点計画に基づき、東北地方太平洋沖地震による被害を受け生活環境保全上支障のある建物等の解体撤去等及び除染等の措置等を行うものである。

2. 工事の概要

（1）建物等解体撤去等工事

- ① 解体対象建物等の解体
- ② 解体に伴い発生した廃棄物の分別
- ③ 分別した廃棄物の仮置場への運搬、保管

（2）除染等工事

- ① 道路、法面、農地、草地、芝地、森林等の除染等の措置
- ② 除去土壌等の収集、運搬、保管

3. 用語の定義

本仕様書において、各条項に掲げる用語は除染等工事共通仕様書（第 12 版）（以下「共通仕様書」という。）第 1 章 1-1-2 に定めるところによる。

4. 留意事項

（1）工事の実施

本工事は、建物等解体撤去等工事及び除染等工事を一連の工事として実施するものである。建物等解体撤去等工事は第二編、除染等工事は第三編に基づき工事を実施すること。

（2）安全管理

受注者は、建物等解体撤去等工事と除染等工事を統括して現場管理を行い、工事中の安全確保、交通安全管理、電離放射線に対する安全対策を図ること。

（3）総価契約単価合意方式について

- ① 本工事は、工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議して合意しておくことにより、設計変更に伴う協議の円滑化を図ることを

目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。(共通仕様書第1章1-1-6の適用)

② 請負代金内訳書の提出を求める場合、共通仕様書第1章1-1-6に係る規定は適用しないものとする。

③ 発注者・受注者間で締結した単価合意書は、公表することができるものとする。

(4) 地域経済への貢献

受注者は、工事に係る作業従事者等を雇用する場合には、地元(飯館村とその近隣の市町村を中心とした福島県内)住民を優先的に雇用するよう努めるものとする。

(5) 委託監督員

本工事には、共通仕様書第1章1-1-2に規定する委託監督員を配置する予定であり、氏名等については別に通知する。

(6) 架空線等公衆物損事故防止関係

受注者は、工事区域内に横断している架空線等の前後や建設機械・運搬車両等が出入りする工事現場及び資材置場の出入口等には、高さ制限を確認するための安全対策施設(簡易ゲート)を設置するとともに、交通誘導員等を適切に配置し、誘導指示を行わなければならない。なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

(7) 環境への配慮

受注者は、環境省「環境配慮の方針」及び「環境マネジメントシステム」の方針に基づき、環境影響の低減を図るため、環境に配慮した施工計画を計画書に記載し、これを実施すること。

(8) 主任技術者等及び放射線管理責任者

本工事の主任技術者等及び放射線管理責任者については共通仕様書第1章1-1-4を適用する。

なお、放射線管理責任者は環境省が発注する同市町村内における他の建物解体等工事の放射線管理責任者と兼任可とする。

(9) 中立公平性の確保

① 受注者は、環境省が今後発注する本工事に係る発注者支援業務(発注者が行う施設管理、設計・積算及び発注、監督等に関し、発注者を補助する業務をいう。以下同じ。)に係る入札に参加してはならない。

② 受注者は、本工事全部又は一部を本工事に係る発注者支援業務の受注者又は当該受注者と資本面・人事面で関係がある者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、発注者支援業務の受注者との間において、次の1)又は2)の関係性が認められる者は、当該受注者と資本面・人事面で関係があるものとみなす。

1) 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

2) 一方の会社の代表権を有する役員が、他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

また、本工事に係る発注者支援業務の受注者の具体的名称については、受注後に監督職員から通知する。

- ③ 受注者は、本工事に係る発注者支援業務の全部又は一部を、他の者から委任され、又は請け負ってはならない。

なお、本工事に係る発注者支援業務の具体的名称については、受注後に監督職員から通知する。

- ④ 受注者は、本工事に係る発注者支援業務の受注者又は当該受注者と資本面・人事面で関係がある者から、本工事に係る人員等の出向・派遣を受けてはならない。

なお、発注者支援業務の受注者との間において、次の1)又は2)の関係性が認められる者は、当該受注者と資本面・人事面で関係があるものとみなす。

- 1) 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
- 2) 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

また、本工事に係る発注者支援業務の受注者の具体的名称については、受注後に監督職員から通知する。

- ⑤ 受注者が前各項に違反する場合、環境省は受注者と締結した本工事に係る契約の一切を無条件で解除することができ、受注者はその結果被った不利益について、環境省にいかなる損害賠償も請求できないものとする。

(10) 工事の進捗及び施工の管理

本工事の進捗及び施工の管理については、GIS(地理情報システム)による管理を原則とする。具体的な管理項目等については、受注後に監督職員から通知する。

(11) 情報共有システム

- ① 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。
- ② 受発注者は「土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン(国土交通省令和3年3月)」に基づいて情報共有システムを活用するものとする。
- ③ 情報共有システムで取り扱う情報は「機密性1」の範囲までに限定するものであることから、その趣旨を理解し、個人情報等が含まれる情報は取り扱わず、別途、電子メール等により共有を図るものとする。

(補足) 機密性1：情報公開法第5条各号における不開示情報に該当すると判断される蓋然性が高い情報を含まない情報。

- ④ 受注者は、本工事で使用する情報共有システムの選定にあたり、国土交通省の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev. 5.3)」の要件に加え、下記要件を満たすこととし、監督職員の承諾を得なければならない。

- ・環境省ネットワークシステムで利用可能なインターネット用ブラウザ(IE11またはFirefox)にアドイン等を導入することなく利用可能であること。
- ・情報共有システムと利用者との通信は、TLS1.2以上の方法で暗号化されること。
- ・設定用パスワード等は、初回ログイン時(パスワード再発行時を含む)に初期パスワードを任意のパスワードに変更する機能を有することとし、使用可能なパスワードは8文字以上で英字・数字・記号等を含めたものとする。

- ⑤ 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は、

受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ワークフロー機能の対象者等については、監督職員と協議の上決定する。

- ⑥ 受注者は、情報共有システムのサービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
- 1) 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - 2) サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに監督職員及び受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - 3) 2)の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
- ⑦ 情報共有システムを利用する監督職員等及び受注者に関わる費用（登録料・使用料）については、別途協議するものとする。なお、受注者が使用するパソコン、インターネット回線等の利用環境の整備にかかる費用は協議の対象とはしない。
- ⑧ 情報共有システムを利用することが困難と判断される場合は、監督職員と協議の上利用の可否を決定する。
- ⑨ 工事関係書類等について情報共有システムによることが困難と判断される書類については、監督職員と協議の上利用の可否を決定する。
- ⑩ 受注者は、情報共有システムおよびその活用結果について、アンケート等の調査を行う場合は協力しなければならない。

(12) 情報セキュリティの確保

本工事のセキュリティについては、下記事項ならび「共通仕様書」1-1-51を、適用するものとする。

受注者は、発注者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却又は廃棄すること。

また、請負業務において受注者が作成した情報についても、発注者からの指示に応じて適切に廃棄すること。

受注者は、請負業務の終了時に、本工事で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

(13) 著作権等の扱い

① 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。

② 受注者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

③ 成果物の中に受注者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受注者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

- ④ 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受注者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- ⑤ 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- ⑥ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

(14) 工事完了報告

- ① 受注者は、工事完了に際して工事共通仕様書第1章 1-1-27 に示す図書等を成果物として監督職員に提出すること。その他、監督職員より指示する図書を随時提出すること。

- ・完成図書（写真除く） 1部
- ・写真ダイジェスト版 1部

- ② 上記図書（写真全部含む）の電子データを収納した電子媒体（DVD-R、CD-R または BD-R） 5式

電子データの仕様及び記載事項は、別添1によること。

(15) 個人情報の取り扱い

本工事に関する個人情報については、附記のとおり取り扱うものとする。

第二編 建物等解体撤去等工事編

1. 工事概要

(1) 解体対象建物等

1 件

(2) 工事場所

福島県相馬郡飯舘村地内

(3) 契約図書に関する事項

契約図書に関する事項は、共通仕様書第 1 章第 1 節一般事項 1-1-1 (3)、(4)を適用するものとする。

2. 作業上の留意事項

(1) 解体を行う現場は、民有地となるため、上下水道、電気、ガス等のインフラが利用不可能であることから、作業の実施に際しては、必要な設備の準備を行うこと。

(2) 対象地域では、救急車、消防車その他緊急車両等の活動が十分とはいえない状況が想定される。従って、事故や火災等の防止に努めるほか、緊急の事態に対応できるよう、必要な準備を行うこと。

3. 監督職員の指示等

建物等解体撤去等工事（以下「解体工事」という。）の監督職員の指示等については、共通仕様書第 1 章 1-1-10 に定める事項を適用するものとする。

4. 工事内容

(1) 施工計画書の作成

受注者は、解体対象建物等の事前確認を行った上で、5.(1)の施工計画書を作成し、監督職員に提出し、工事に着手するものとする。

(2) 立入許可等の取得

受注者は、解体工事を行うに際して、隣接する敷地に対して作業上立入りが必要な時は、原則として、当該隣接する敷地の所有者に連絡し、了解を得るものとする。また、解体対象建物等が他の建物等に接触し、その接触部分に何らかの損傷が生じている場合は、事前にその状況を調査及び撮影し、監督職員に報告するとともに、その情報に基づいて解体対象建物等の所有者及び当該他の建物等の所有者に損傷状況を説明し、補修責任について所有者相互で解決を行うよう説明するものとする。なお、解体工事を行うに際して、道路等を使用及び占用する場合は、当該道路等の管理者等から、必要な許可等を取得するとともに、関係者への連絡に際しては、事前に監督職員に報告すること。

(3) 三者立会い及び危険告知等

解体工事着手に先駆け、監督職員の指示に従い、所有者等と事前に日程等を調整の上、各現場にて、解体対象建物等の所有者・監督職員・受注者にて解体工事に関する三者立

会いを行い、解体工事工程に基づき、解体対象とする建物の位置・部位、貴重品・思い出の品等の搬出、危険物等（農薬、ガスボンベ、灯油等）・地下工作物（浄化槽、井戸等）・エアコンの有無・廃家電の残存状況及びそれらの場所等に関して確認し、記録簿（様式は監督職員が指示する。）に記録する。特に解体対象とする範囲については、明確に現地にて確認し、記録簿等に明示すること。

また、解体工事の着手前及び工事完了後等、所有者等へ連絡すること。

（４）貴重品・思い出の品取扱いについて

- 1) 解体対象建物等の所有者（代理人等を含む。）の申出により、貴重品・思い出の品等の搬出の依頼があった場合は、解体対象建物等の安全確保を行った上で、解体対象建物等の所有者による当該物品の搬出に協力すること。
- 2) 解体中に貴重品・思い出の品が発見された場合、所定の様式により速やかに記録・保管するとともに、監督職員へ報告すること。
- 3) 貴重品・思い出の品の管理状況を月 1 回、監督職員に提示し、報告すること。

また、契約終了の際は、事前に当該貴重品・思い出の品の取扱い方法につき、監督職員へ相談すること。

- 4) 解体中に個人情報を含む書類等が発見された場合、速やかに監督職員に連絡し指示を仰ぐこと。

（５）解体前後の空間線量率の測定

解体・除染一体工事を踏まえ、解体前後の測定については、除染前後の線量測定で網羅できることから、基本的には実施しないこととする。ただし、先行除染する場合や解体・除染が連続して実施できない場合等においては、解体工事終了後、解体対象建物等がある敷地内の 5 箇所程度で地上 1 m 及び 1 cm の空間線量率、1 cm の表面汚染密度の測定を行い記録する。なお、解体工事後の測定については、工事による粉じん等の影響がないよう、一定の期間をおいて測定すること。

（６）アスベスト調査等

- 1) 受注者は大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）等に基づき、解体対象建物等のアスベスト使用の有無について以下の調査を行うこと。

- ① アスベスト使用の有無は目視等により確認を行い、その結果を取りまとめ監督職員に提出すること。
- ② ①の結果、分析によるアスベスト含有の調査を行う必要が生じた場合は、その都度監督職員へ報告しその指示に従うこと。アスベスト含有の分析調査は、設計変更の対象とする。

- 2) 調査の結果、石綿含有建材（非飛散性のものであって、レベル 3 及びレベル 3 相当のものをいう。）を使用した建物を解体する場合及び当該解体により生じた石綿含有特定廃棄物を取り扱う場合については、関係法令に基づき、特に以下の点を踏まえた飛散防止の徹底を行うこと。

- ① 作業員の健康を守るための措置を徹底すること。
- ② 石綿を飛散させないための次の措置を徹底すること。
 - ア 「解体等作業に関するお知らせ」の掲示
 - イ 石綿成形板等の破砕又は切断にあつては、原則行わない。

- ウ) 収集又は運搬のためにやむを得ず石綿成形板等の破砕又は切断等が必要な場合には、
- a) 散水等により十分に湿潤化した上で、破砕又は切断を行うこと。
 - b) 破砕後又は切断後、直ちにフレコン詰め等を行うこと。
 - c) 作業に当たり、粉じんが多量に発生するおそれがある場合には、散水する等の措置を講じること。
 - d) 飛散抑制剤については、必要に応じて使用すること。
- ③ 収集又は運搬にあつては他の物と混合しないように区分し、飛散及び落下の防止措置を講ずること。
- ④ 保管にあつては見やすい箇所に所定の掲示板を設け、他の廃棄物と区分して適切に保管すること。
- ⑤ 作業員に対して、石綿含有建材を使用した建物の解体及び当該解体により生じた石綿含有特定廃棄物の取扱いに関する教育を徹底すること。
- なお、飛散性の石綿含有建材を使用した建物の解体及び当該解体により生じた特定廃石綿等の取扱いについては、より厳格な措置が求められるところであり、個別に監督職員からの指示を仰ぐこと。

(7) 解体対象建物等の解体

受注者は、施工計画書に基づき、安全確保を行った上で、解体対象建物等（これに付帯する工作物等で監督職員の指示するものを含む。以下同じ。）の解体を実施する。

また、個々の現場における特殊性を考慮した作業手順書を作成し、作業員全員へ周知徹底を図り、安全に十分配慮するとともに、解体対象建物等の誤認を防止するための措置につき監督職員からの指示を仰ぐこと。なお、解体を行う優先順位については、監督職員の指示に従うものとする。

解体対象建物等の解体に際しては、解体後の敷地境界の確定が容易になるように存在する杭、標識等を確保すること。境界を確定する基準が存在せず、基礎のみが境界確定の基準となる可能性のある場合は、基礎解体前に現状の基礎の所在が作業後、復元できるように基準ポイントを確保すること（平成23年3月24日法務省民二第737号）。

解体工事中に隣家等に対して何らかの損傷を与えた場合は、直ちに監督職員に連絡し指示を仰ぐとともに、受注者の責任で損傷部の復元その他必要な措置を行うこと。

(8) 解体廃棄物の処理及び保管等

受注者は、解体に伴い発生した廃棄物（解体対象建物等の内外にある廃棄する家財等を含む。以下「解体廃棄物」という。）について、以下の処理を行うものとする。なお、保管に当たっては、必要に応じてシートがけ等を行うこと。

- 1) 解体廃棄物は、解体現場又は仮置場内において、下表に掲げる種類に選別・整理すること。

表 廃棄物ごとの留意点

廃棄物の種類	荷姿	留意点
①コンクリート類	バラ	●コンクリートがら、アスファルトがらに分別すること。
②金属類（農機具、自転車等を含む）	バラ	●種類毎に分別し、土等が付着しないようにすること。 ●ナンバープレート付きの農機具は車両扱いとする。 ●農機具の燃料を抜き、バッテリーを外すこと。
③瓦・レンガ	バラ	●石綿含有の瓦・レンガを混合しないこと。 ●瓦は粘土・陶器瓦とコンクリート・セメント瓦に分別すること。
④石材	バラ	●大谷石とそれ以外に分別すること。
⑤石膏ボード	監督職員と協議	●「廃石膏ボード現場分別解体マニュアル（国交省）」に準じて分別解体すること。 ●詳細は監督職員と協議すること。
⑥FRP・硬質プラスチック	大型土のう袋	●金属類が混合していても差し支えないが、金属類以外の混合物は取り除くこと。 ●塩ビ管は、可能な限り取り除くこと。
⑦ガラス等	大型土のう袋	●板ガラスと飲料ビンに分別し、土等が付着しないようにすること。さらにビンは色別に分類すること。 ●汚れたガラスはその他のガラスとして分別すること。 ●仮置場へ搬入の際は、リサイクル業者が用意するコンテナに保管すること。
⑧断熱材	大型土のう袋	●グラスウール、ロックウール、発泡剤に分別すること。
⑨大型家電（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）	バラ	●品目ごとに分別すること。 ●テレビはブラウン管と液晶に分けること。 ●エアコンは室外機とセットにすること。 ●冷蔵庫は庫内を清掃すること。
⑩小型家電	ファンヒーター、ストーブ、電子レンジ、コピー機等：バラ カセットコンロ、ドライヤー、トースター等：大型土のう袋	●ファンヒーター、ストーブから燃料を抜くこと。 ●コピー機等からトナーを外しておくこと。 ●電池を外しておくこと。 ●照明器具のうち、蛍光灯は割らずにドラム缶等の専用容器に入れること（㉕蛍光灯類、㉖白熱電球参照）。 ●コンロからカセットボンベを外しておくこと（カセットボンベは㉗のライター類近傍に保管すること）。 ●電池を外しておくこと。

⑪①～⑩以外の不燃物	大型土のう袋	●陶器類、細かい鉄くず等に分別した上で、大型土のう袋に入れること。
⑫木くず	構造材：バラ 構造材以外：大型土のう袋	●付着する異物（金属類等）を除去すること。 ●土等が付着しないようにすること。
⑬畳	バラ	●裁断しないこと。 ●雨水に濡れないようにすること。
⑭タイヤ	バラ	●ホイールは取り外さないこと。 ●ホイール有り無し、17インチ以下、18インチ以上、スパイクタイヤに分別すること。 ●ホイールが無いものも裁断せず、可燃物として分別すること。
⑮⑫～⑭以外の可燃物	大型土のう袋	●土等が付着しないようにすること。
⑯樋の残留物	大型土のう袋	●ブルーシートやプラ板等の上に集積し、監督職員と協議の上処理すること。
⑰土壁	大型土のう袋	●土壁はブルーシート等の上に集積し、土と木舞に分別すること。 ●ふるい落とした土はすき取り、大型土のう袋に入れること。
⑱廃石綿等	専用袋に詰めた後、大型土のう袋	●専用袋（中サイズ・黄色、透明の二重）に梱包した上で、口元をインシュロックバンドで結束すること。
⑲石綿含有廃棄物	大型土のう袋	●他の廃棄物と混合せず、大型土のう袋に入る程度に小割すること（細かくし過ぎない）。
⑳変圧器、電力用コンデンサー他（※）	適正な容器に入れる（詳細は監督職員と協議）	●PCB含有可能性について、保安点検業者への照会、各工業会の判断基準、銘板等により高濃度、低濃度、含有無、汚染物不明品に分類すること。 ●PCB含有機器（不明品含む）については、監督職員の指示に基づき、番号、種別等を記載し、仮置場の保管場所で保管すること。 ●運搬中に機器からPCBが流出しないよう、PCB含有機器（不明品含む）を容器に入れる等の措置を講ずること。 ●PCB含有機器内の絶縁油は他の容器には移し替えないこと。
㉑油類（灯油・軽油・廃油、ガソリン及び混合油、塗料）	適正な容器に入れる	●灯油・軽油・廃油、ガソリン及び混合油、塗料は混ぜないこと。 ●塗料は流動性の有無で分別すること。

②②電池	種類毎に適正な容器に入れる	●腐食防止のため、水に濡らさないこと。 ●乾電池、リチウム電池等の種類毎に容器に入れること。
②③バッテリー	バラ	●腐食防止のため、水に濡らさないこと。 ●カーバッテリー、その他に分けること。
②④ソーラーパネル	バラ	●発電防止のため、パネル面を下にするか、シート被覆により遮光すること。 ●ガラスが破損した場合には水濡れ防止策をとること。
②⑤蛍光灯類	種類毎に適正な容器に入れる	●蛍光灯(直管、丸管、球管等)、温度計、体温計等に分類し、極力割らないこと。 ●割れたものは別の容器に入れること。
②⑥白熱電球	適正な容器に入れる	●極力割らないこと。 ●割れたものは別の容器に入れること。
②⑦農薬類	必要に応じ適正な容器に入れる	●毒物や劇薬は分けること。
②⑧肥料類	必要に応じ適正な容器に入れる	
②⑨ガスボンベ	バラ	●種類毎に分けて、立てて保管すること。
②⑩ライター、中身入りスプレー缶(塗料除く)	種類毎に適正な容器に入れる	●種類毎に容器に入れること。 ●高温にさらさないこと。
②⑪消火器	バラ	●損傷の有無に分けて、立てて保管すること。
②⑫廃酸・廃アルカリ	種類毎に適正な容器に入れる	●汚水が発生する恐れがある場合には底面を防水性の材料で覆うこと。
②⑬感染性廃棄物	適正な容器に入れる	

※計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器、OFケーブル、ブッシング、安定器

- 2) 解体廃棄物のうち、以下のものについては、以下の点に留意して選別すること。
 - ・ タンス、机等は、分解して1)の②、⑪、⑫又は⑬等に適切に選別すること。なお、ソファ、ベッド、マットレス等のうち、金属類を含むものは可燃不燃混合物(「金属と可燃物からなる混合物」をいう。)として分類する。(分解・選別しなくても良い。)
 - ・ サッシは、分解して1)の②又は⑦等に適切に選別すること。
 - ・ 浄化槽は、分解して1)の②、⑥、⑪又は⑬等に適切に選別すること。
- 3) 解体廃棄物は、監督職員が指定する仮置場に運搬し、保管すること。
仮置場内への移動、積み下ろし作業の際は監督職員や他の業務受注者等と事前に調整し、適切に対応すること。
- 4) 監督職員が指示する方法により、解体廃棄物の量(重量又は数量等)及び表面線量率を測定し(解体廃棄物又はそれを封入した大型土のう袋等の表面線量率を測定す

る方法を想定)、記録すること。なお、当該記録については、監督職員の指示に従って適切に報告すること。また、解体廃棄物の運搬の記録については、放射性物質汚染対処特措法及びその下位法令等に従って、適切に作成、保管、報告すること。

- 5) 解体廃棄物のうち家電・農機具・自転車等については、リサイクルが可能となるように、あらかじめ取り外しを行い又は搬出し、分別すること。その品目、数量は監督職員へ報告すること。(例：冷蔵庫1台)
- 6) 受注者はエアコンについて、大気中にフロンガスが漏れないように室外機に閉じ込め(ポンプダウン)した上で、取り外すこと。また、ポンプダウンできない等現場でフロンガスの回収が必要な場合には、別途監督職員の指示に従うこと。
- 7) 解体建物等の基礎下部の各種支持杭については、関係法令に則り、適正に引抜くこと。解体途中に各種支持杭が打たれていることが判明した場合は、監督職員へ報告し指示に従うこと。

(9) 解体終了後の整地及び表示看板設置

受注者は、解体対象建物等の解体終了時、地盤面の不陸状況を確認し、敷地に均一性が確認されない場合は、監督職員に報告して適切に整地し、当該敷地内の確認が容易な場所に家屋番号(例：3-1-A-1)を記載した表示看板を設置する。表示看板は完成検査後に撤去すること。

5. 提出書類等

(1) 施工計画書

受注者は、工事着手前に、建物等の解体その他の解体工事に係わる作業について、必要な手順や作業実施方法等に関する次の各号に掲げる事項を記載した施工計画書等を監督職員に提出しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し作業に当たらなければならない。施工計画書に不具合が発生する要因があると監督職員が認めた場合は修正を求めることができ、受注者はそれに従わなければならない。受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該作業に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

また、工事履行中に施工計画と相違する点を発見、又は予見した場合には作業を中断し、必要に応じて適切な措置を講じ、監督職員へ報告すること。

解体工事の施工計画書については、共通仕様書第1章 1-1-8 に定める事項のほか、下記に定める事項を適用する。

ア 概略工事内容書(工事用黒板に着手前の年月日を記載した写真一覧を含む。)

イ 解体工事、解体廃棄物の分別、運搬その他の解体工事に係る施工の作業手順

ウ これまでの解体工事その他の工事にて発生した事故(交通事故、足場倒壊等監督職員が提示する事故)に対する安全管理計画

エ 仮設計画図(足場等)

オ 仮置場の配置平面図

カ 社内安全管理体制(巡視体制を含む。)

キ その他監督職員が要求するもの

(2) 解体工事記録

受注者は、解体工事終了後、建物等の解体その他の解体工事に係る作業について、次の各号に掲げる事項を記載した解体対象建物ごとの解体工事記録を監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

- ア 解体対象建物等の位置表示図
- イ 三者立会記録簿及び写真
- ウ アスベスト調査報告
- エ 特定粉じん排出作業に関する記録
- オ 解体前後の空間線量率及び表面汚染密度の測定
- カ 官公庁等への手続き
- キ 作業手順書
- ク 解体廃棄物発生量管理表
- ケ 収集運搬に関する記録及び保管に関する記録
- コ 工事日報
- サ 社内検査実施状況
- シ 写真

写真撮影については、工事用黒板（撮影年月日の記入があるもの、サイズ450×600相当）を用いて実施する。工事用黒板の記載内容については工事名・家屋番号・撮影年月日・工事内容詳細・立会者名・受注者名及び必要事項（必要な場合は詳細図記載）とする。

以下の点は必ず写真撮影すること。

- ・施工前の状況（全景及び4方向程度）
- ・各部屋内部4面の解体前状況（内部進入時に倒壊の危険が生じない様に補強した上で撮影する。なお、倒壊状況によって危険を回避できないと判断された場合は撮影せず、その判断根拠を整理して提出すること。）
- ・三者立会の状況（解体対象の建物や部位の位置又は範囲については、それらが明確にわかるように撮影する。危険物（PCB、農薬、ガスボンベ、灯油等）については、危険物の内容（種類、量、大きさ、保管場所等）が確認できるように撮影する。解体範囲を記録する写真については、立会者に解体範囲を指し示してもらおう等、立会者と対象物とが同一の写真におさまるよう撮影するものとする。）
- ・仮設の状況
- ・許可関係表示看板等の状況
- ・解体各種工程の状況
- ・解体廃棄物の運搬等の状況（積み降ろしする状況を含む。）
- ・監督職員の検査状況
- ・完成（全景及び4方向程度）

全景写真については、家屋番号（例：1-1-A-1）の記載された表示看板を入れて撮影する。

- ス 工事完了時確認記録簿

(3) 滅失登記依頼等に資する資料

受注者は、解体対象建物等の解体後の法務局への滅失登記依頼及びその他法務局への手続並びに市町村その他関係者への報告を行うために必要な基礎資料（図面、施工前後の写真、解体実施建物一覧表）を、監督職員の指示に従って作成し、提出しなければならない。提出する資料については、完了報告等で使用する図面・写真を使用しても構わない。提出時期・提出先については監督職員と協議すること。

<提出物>

- ・解体実施建物一覧表（様式については監督職員より別途指示する。）
- ・施工前後比較写真（解体実施後に建物が無くなった事が分かる同アングルの比較写真。周辺の状況を特定できるよう撮影し、解体対象建物等が所在していた地点を明確に把握できるようにすること。）
- ・施工後図面（解体建物の位置が分かる図面）

<提出方法・部数>

- ・解体実施建物一覧表、施工前後比較写真、施工後図面の印刷物 1部
- ・解体実施建物一覧表、施工前後比較写真、施工後図面の電子媒体 3部

(4) その他提出書類等

受注者は(1)から(3)までに掲げるもののほか、監督職員が要求する書類等（例えば以下のようなものを想定）を、監督職員が要求する時点で提出しなければならない。

- ・工事打合せ簿
- ・材料確認願
- ・現場発成品調書
- ・作業員日報等

(5) 身分証明書の取り扱い

ア 受注者は、作業員について、身分証明書交付願を監督職員に提出し、身分証明書の交付を受けなければならない。

イ 受注者は、作業員に対し、その業務中は、前項の身分証明書を常に携帯させるようしなければならない。

ウ 受注者は、工事完成時から10日以内に、全ての身分証明書を監督職員に返却しなければならない。

エ 受注者は、身分証明書の紛失、盗難等があった場合は、速やかに監督職員に届け出ること。

6. 安全確保

解体工事の安全確保、保険の付保及び事故の補償については、共通仕様書第1章 1-1-33に定める事項のほか、下記に定める事項を適用する。

(1) 受注者は、安全に関する諸法令通達等を遵守し、また、当該解体工事は施工箇所が点在していることに留意し、安全確保のための現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。

(2) 受注者は、作業現場及びその周辺にある地上地下の既設物に対し、支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。

- (3) 受注者は、解体対象建物等の躯体の安全性に常に注意を払い、損壊状況により、作業に伴う振動による倒壊事故の恐れがある場合には、作業員及び第三者への安全を図るため、適切な補強措置を講じなければならない。
- (4) 受注者は、解体工事に伴う足場を設置する場合には、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）を遵守し、風雨に耐える十分な強度を確保しなければならない。また各部位の高さや寸法は、これらの法令で定められた基準を遵守する。
- (5) 受注者は、作業期間中、作業現場には一般通行人から見やすい場所に、工事目的、作業名、作業期間（当該場所の作業開始から終了までとする。）、受注者（施工者）の氏名、連絡先（電話番号）、等を記入した標示板等を設置しなければならない。また、交通量が見込まれる場所にあつては、作業場所周辺に工事情報看板等を設置すること。
- (6) 受注者は、作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、作業に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。
- (7) 受注者は、次の各号に掲げる内容を含む作業の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載するとともに、当該計画に基づき安全に関する研修・訓練等を作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割り当て、計画的に実施しなければならない。
 - ア 当該作業内容等の周知徹底
 - イ 安全作業の周知徹底
 - ウ その他、安全・訓練等として必要な事項
- (8) 受注者は、解体前にライフラインの供給が停止していることを確認しなければ、作業に着手してはならない。なお、給水管・給湯管・ガス管・電気ケーブル・通信用ケーブル等の切断は、解体に支障がない位置で適切に行う。給水管・ガス管等は、プラグ止めとし、切断位置は所有者が確認できるように、記録に残すこと。記録様式は、事前に監督職員の承認を得ること。
- (9) 受注者は、現場状況等を事前に確認し、現場条件、工事内容等に即した安全管理を検討するとともに、重点的安全対策の具体的な実施方法を施工計画書に明記する。また、解体建物等ごとの作業手順書を作成し、チェックリストを活用するなどして作業時の留意事項についてオペレーター・作業員への指導を徹底すること。
- (10) 受注者は、解体工事に係る作業の施工に当たり、現地条件等を十分把握した上、工事内容に応じた適切な人員を配置すること。
- (11) 受注者は、作業員のヒューマンエラーによる工事事故を防止するため、作業員に対する安全教育を強化徹底すること。資材搬入業者その他の工事関係者に対しても、その都度、受注者から安全対策について必要な指導を行うこと。
- (12) 災害・事故等が連続して発生している受注者は、社内の安全管理体制を見直す等、安全に施工できる環境を整えること。

7. 解体工事における臨機の措置等

- (1) 受注者は、火災等の災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴

かなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- (2) 前項の臨機の措置を講じた場合、受注者は、その措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- (3) 監督職員は、火災等の災害防止など特に必要があると認めるときは、受注者に対して所要の措置を講じるよう指示できるものとする。
- (4) 受注者が第1項又は前項の規定に基づく措置を講じた場合においては、監督職員と適切に協議し対処する。

8. 工事材料

受注者は、解体工事において使用する大型土のう袋等の解体廃棄物を保管する容器については、共通仕様書第2章第3節 2-3-1 を適用するものとする。

9. 解体工事中の周辺環境保全

- (1) 受注者は、関連法令並びに本仕様書の規定を遵守の上、周辺環境（騒音、振動、粉じん、大気汚染、水質汚濁等の問題）保全について、施工計画及び作業の実施の各段階において検討するとともに、周辺環境保全について十分配慮しながら、施工しなければならない。
- (2) 受注者は、騒音防止・防炎・防じんのため養生シート等の保護措置を行い、関係法令に準拠した措置を講ずるものとする。ただし、安全上の観点から養生シート等の設置が困難な場合については監督職員の指示を仰ぐこと。また同一敷地内に存在する解体を要しない施設や植栽等についても、必要に応じ保護措置を講じるものとする。
- (3) 受注者は、現場状況に応じ、粉じん発生部及びその周辺に散水を行う。このため、必要に応じ、給水車等を作業現場に配置しておくこと。
- (4) 受注者は、環境への影響が予見され又は発生した場合は、直ちに監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。

10. 官公庁等への手続

受注者は、解体工事における官公庁等への手続きは、共通仕様書第1章 1-1-42 を適用するものとする。

11. 諸法規の遵守

受注者は、解体工事における諸法規の遵守については、共通仕様書第1章 1-1-41 を適用するものとする。

12. 解体工事及び運搬における交通安全管理

本工事の解体工事及び運搬における交通安全管理については、共通仕様書第1章 1-1-40 を適用するものとし、下記事項についても追加適用とする。

- (1) 受注者が運搬に使用する車両は、道路交通法（昭和35年法律第105号）上支障のない適正なもので、かつ運搬中に積み荷が飛散・落下しないものとする。監督職員か

ら、運搬中の積み荷の飛散・落下対策について指示があった場合は、その指示に従うこと。

運搬において飛散・落下した場合は、直ちに回収・清掃し、原状復旧しなければならない。

- (2) 受注者が作業用の車両等を通行する経路は、通学時間帯の通学路等の生活道路を利用することは避け、沿道周辺の住民の安全・環境に十分に配慮した道路を通行するものとする。
- (3) 受注者は、作業用車両による作業用資材、機械等の輸送を伴う場合については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画をたて5.(1)の施工計画書に示すとともに、災害の防止を図らなければならない。
- (4) 受注者は、作業員の安全教育に際し、過去に発生した重大事故等の再発を防止するための安全対策について、社内教育を行い監督職員に報告する。

13. 監督職員による確認

解体工事における監督職員による確認は、共通仕様書第1章 1-1-26(2)を適用するものとする。

14. 解体工事における後片付け

受注者は、現場及びその周辺の保全、後片付け及び清掃については、工事履行期間内に完了しなければならない。また発生する解体廃棄物以外の廃棄物は、関係法令に基づき、受注者自身の責任で処理すること。

15. 解体工事における文化財の保護

本工事における文化財の保護については、共通仕様書第1章 1-1-39を適用するものとし、下記事項について追加適用とする。

- (1) 受注者は、作業の実施に当たって文化財の保護に十分注意し、作業員等に文化財の重要性を認識させるとともに、作業中に文化財を発見したときは直ちに作業を中止し、監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。
- (2) 受注者が、作業の実施に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、環境省との契約に係る作業に起因するものとみなし、環境省が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものとする。

16. 調査・試験に対する協力

解体工事における調査・試験に対する協力は、共通仕様書第1章 1-1-17を適用するものとする。

17. 工事の再委託

- (1) 受注者は、再委託に付する場合には、以下の要件をすべて満たさなければならない

- い。
 - ア 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
 - イ 再委託を受けた者が、環境省福島地方環境事務所から「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」に基づく指名停止を受け、その期間中でないこと。
 - ウ 再委託を受けた者は、当該再委託工事の施工能力を有すること。なお、再委託契約を締結するときは、適正な額の請負代金での再委託契約の締結に努めなければならない。
- (2) 放射性物質汚染対策特措法及び同法施行規則により、解体工事の内容のうち解体廃棄物の運搬・保管・処分に該当する作業について受注者が再委託（当該部分を他の者に委託することをいう。以下同じ。）を行う場合には、解体工事に係る契約書（その添付資料を含む。以下同じ。）に、受注者が当該再委託を受けようとする者を記載すること等の措置が必要となるため、申請の上、承諾を得ること。

18. 事故報告書

解体工事における事故報告書は共通仕様書第1章 1-1-36 を適用するものとする。

19. 設計図書の取扱い

解体工事における設計図書の取り扱いは共通仕様書第1章 1-1-5 を適用するものとする。

20. 周辺住民等との調整

解体工事の周辺住民等との調整は共通仕様書第1章 1-1-38 を適用するものとする。

21. 作業員への特殊勤務手当の支払い

解体工事の特殊勤務手当については、共通仕様書第1章 1-1-23 を適用する。

22. 内部被ばく検査

解体工事の内部被ばくについては、共通仕様書第1章 1-1-34(5)を適用するものとする。

23. 設計図書の変更

公告後発生する可能性が高いと考えられる次に掲げる場合については、工事請負契約書第19条に規定する「必要があると認めるとき」に該当するものとする。

- (1) 解体対象建物等のうち、所有者その他の権利者から解体に係る承諾が得られない場合
- (2) その受注者の責めに帰することができない事由により履行期間内に解体工事に着手し、完了することができないものとして監督職員が指定し解体対象建物等から除外した場合。

24. 被災地以外からの労働者確保に要する費用

被災地以外からの労働者確保に要する費用は、当初設計において計上していないが、

施工地域の状況が著しく想定と乖離するなどの場合は、状況を考慮のうえ、協議の対象とする。

第三編 除染等工事編

1. 共通仕様書の適用

除染等工事は、共通仕様書、平成 30 年除染関連業務共通仕様書（第 1 版）（以下「業務共通仕様書」という。）及び環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部及び水・大気環境局測量作業規定（以下「測量作業規定」という。）に基づき実施しなければならない。

2. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

第 1 章 総 則

1. 除染対象地域

除染等の措置等の対象となる地域（以下「除染対象地域」という。）は、別図 1 に示す範囲とする。

2. 除染等工事における被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更

- (1) 除染等工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、除染特別地域における除染等工事暫定積算基準に基づき算出した費用に「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」（平成 26 年 2 月 3 日付け国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長通知（国技建発第 3 号））に基づく補正係数を乗じて計上しているが、被災三県における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、除染特別地域における除染等工事暫定積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

（実績変更対象項目）

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費、労働者宿舎の維持・補修に要する費用

- (2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は予定価格に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。なお、請負代金額の変更に伴い当該割合が変動した場合も、その都度、同様に提示する。
- (3) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、実績報告書（様式）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (4) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

- (5) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、除染特別地域における除染等工事暫定積算基準に基づき算出した費用に「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」（平成26年2月3日付け国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長通知（国技建発第3号））に基づく補正係数を乗じた額から共通仮設費率分中の実績変更対象費を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- (6) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- (7) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 除染等工事設計図書の変更

公告後発生する可能性が高いと考えられる次の各号に掲げる場合については、工事請負契約書第19条に規定する「必要があると認めるとき」に該当するものとする。

- (1) 土地等の権利者からの同意の内容に応じて除染等の措置の方法を変更する必要がある場合（同意が得られず除染等の措置が実施できない場合を含む。）。
- (2) 家屋の撤去等、除染対象物についての今後の方針が判明したことに伴い除染等の措置の方法を変更する必要がある場合（除染等の措置を実施しない場合を含む。）
- (3) 第3章5に示す除去土壌等の仮置場を変更する必要がある場合。
- (4) 地形・地質等の条件より仮橋（別図3）の規格・構造を変更する必要がある場合（仮設工法の変更の場合を含む。）。

4. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資 材 名	規 格	調達地域等
再生砕石	40-0mm	南相馬市周辺
生コンクリート	18-8-40	南相馬市周辺

5. 技術提案に係る除染等の措置

- (1) 受注者は、入札時における技術提案が認められた場合は、第3章の規定にかかわらず、当該技術提案に従った除染等の措置等を講じなければならない。
- (2) 受注者は、認められた技術提案の中に、新たな除染等の措置等に係る技術が含まれている場合は、当該技術に係る除染実施前の表面汚染密度に対する除染実施後の表面汚

染密度の比や除去土壌等の減容率等の目標値を設定しなければならない。

- (3) 受注者は、技術提案に従った除染等の措置を実施した結果、前項に規定する目標値を達成することができなかつた場合には、目標値の達成を実現することが可能な追加的な措置を講じなければならない。なお、当該追加的措置については、設計図書及び工期の変更の対象とはしないものとする。

6. その他

- (1) 共通仕様書第1章第1節1-1-1(4)にある④図面については、本特記仕様書の添付書類によるものとする。
- (2) 除染等の措置の対象となるもの等の数量を、別紙「数量総括表」に示す。

第2章 工 事 材 料

1. 瀝青材料

特記事項無し

2. 種子の草種及び配合

特記事項無し

第3章 除 染

1. 空間線量率

除染等工事の現場近傍における空間線量率は、およそ次のとおりである。

・0.14～1.47 μ S v/h (原子力規制委員会の放射線モニタリング情報より)

2. 試験施工

共通仕様書第3章3-1-1に従い、試験施工を行うこと。

3. 除染等の措置

- (1) 共通仕様書第3章第2節(別紙「数量総括表」で該当する分)及び試験施工の結果により除染等の措置を講ずること。これにより難しい場合は、監督職員に報告しその指示に従うこと。
- (2) 水田、畑の地力回復材として、1,000 m^2 当たり熔リン 100kg、ケイ酸カリ 80kg を散布すること、またゼオライトは、1,000 m^2 当たり 1,000kg を散布すること。
- (3) 除染等の措置等で発生した草、枝葉等については、原則として自走式木材破砕機を用い現場にて破碎・減容化すること。
- (4) 除染等の措置等で使用する客土材は、監督職員が指定する仮置場に残置されている遮へい土等のふるい分け(20mmふるい分け)を行い使用すること。これにより難しい場合は、

監督職員に報告しその指示に従うこと。

4. 除去土壌等の収集、運搬

発生した除去土壌等は、共通仕様書第3章3-1-3に従い収集し、第3章5に示す仮置場等に運搬すること。

また、除去土壌等は共通仕様書第4章第3節に従い取り扱うこと。

5. 除去土壌等の保管

除染等工事により発生した除去土壌等を保管する仮置場の所在地、搬入元及び想定している搬入量は以下のとおりである。

また、仮置場等の標準構造は別図2のとおり、構造がこれによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

名称	所在地	搬入元	予想搬入量
長泥3仮置場	飯舘村曲田	飯舘村特定復興再生拠点区域及びその外縁 先行除染区域及びその外縁	10,866m ³

6. 廃棄物運搬及び処分費

工事の施工により発生する下記の建設副産物は、下記の場所に搬入するものとする。なお、条件明示した下記の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情、予定した条件によりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

産業廃棄物運搬先

産業廃棄物の内容	施設の名称	所在地	搬入可能時間帯
コンクリート殻 (無筋)	津田建材(株)	伊達市霊山町中川 字東広瀬 36	8:00~17:00

7. 仮置場等の維持管理

共通仕様書第3章第2節13により、措置を講ずること。これにより難しい場合は、監督職員に報告しその指示に従うこと。

第4章 施工管理

1. 出来形管理基準

除染等工事に用いる規格値は、共通仕様書「除染等工事施工管理基準及び規格値」によ

るものとする。

森林除染工については、次表によるものとする。

工種	項目	規格値 (m)	施工管理基準	
			測定基準	設計図（見取り図等）によるもの
森林除染工	除染幅 $B \geq 20\text{m}$	±1 以内	1 箇所/1 k m	幅の実測値を図面に記入する

2. 放射線量の測定・記録

共通仕様書第4章 4-1-1 を遵守し、以下により放射線量の測定及び記録を行うこと。

- (1) 試験施工を実施する際には共通仕様書第4章 4-1-2-1 に、除染等の措置を実施する前には共通仕様書第4章 4-1-2-2 に、除染等の措置を実施した後には共通仕様書第4章 4-1-2-3 に従い、放射線量の測定・記録を行うこと。
- (2) 仮置場等においては、共通仕様書第4章 4-1-3-1 から 4-1-3-3 までに従い放射線量の測定を行うこと。
- (3) 除去土壌等を保管した大型土のう袋等については、共通仕様書第4章 4-3-2 に従い放射線量の測定・記録を行うこと。
- (4) 受注者は、住宅地等における除染について、その施工結果に係るチェックリストを作成し、監督職員に提出しなければならない。また、住宅地等の除染等の措置を実施した後、作業責任者(工区長又は職長を想定)は、当該チェックリストに基づき、住宅地等ごとに施工が適切に行われたかの確認を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。
- (5) 受注者は、除去土壌等を保管する仮置場等について、工事完成検査が終わるまで本仕様書に基づき適切に保全・管理しなければならない。

3. 確認調査

- (1) 受注者は、監督職員の指示に基づき、共通仕様書第4章 4-2-1 から 4-2-3 までに従い、確認調査を実施しなければならない。
- (2) 確認調査の対象地点は、監督職員が指示する。その面積は、次の各号に掲げる対象ごとに、それぞれの総面積の1パーセント程度を想定している。
 - ① 建築物
 - ② 住宅地等の庭等のうち舗装されている場所
 - ③ 舗装された道路
- (3) 受注者は、確認調査の結果、管理値を超えて放射線量の大幅な低下が認められた場合には、監督職員の指示に基づき、確認調査の対象となった区域について、除染等の措置を再度実施しなければならない。ただし、放射線量の大幅な低下の原因が、再汚染等の受注者の責に帰せないものとして監督職員が承諾した場合はこの限りでない。

4. 損壊場所の撮影

受注者は、別途提供する現況確認書（除染等の措置を行う建物、土地等に権利を有する者（以下「関係人」という。）との間で除染対象となる住宅等の損壊状況を確認した書類のことをいう。以下同じ。）において除染作業の実施前にすでに損壊している箇所がある場合、除染作業の実施前後の当該損壊箇所の写真を写真撮影基準に従い撮影し、記録しなければならない。

5. 除染管理情報

共通仕様書第5章 5-1-2 除染管理情報に基づき除染管理情報を提出すること

- (1) 受注者は、本工事に係る情報の管理を主に担当する情報担当者を設置しなければならない。
- (2) 受注者は、次の頻度で下記の情報を環境省に提出しなければならない。
 - ① 毎月1回 提出の7日前までに発生した別添「情報項目」に定める除染管理情報を（別添2、別添3、別添4、別添5）に従って提出すること。
 - ② 開始時、変更発生時 別添3「情報項目」に定める除染管理情報を提出すること。

添付書類

添付図面			
番号	図面名称	枚数	備考
別図1	工事実施位置図	1	
別図2	仮置場標準仕様（除染等工事用）	1	
別図3	仮 橋	1	

・別紙：数量総括表

(附記)

個人情報の取扱いについて

- 1 受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。）及び特定個人情報（マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報をいう。）（以下、「個人情報」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。
- 2 受注者は、発注者から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委任等（再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに受注者、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）する場合は、事前に発注者の承認を得るとともに、本取扱いに定める、発注者が受注者に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再受任者等も講ずるように求め、かつ当該再受任者等が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない。承認を得た再受任者等の変更及び再受任者等が再々委任等を行う場合についても同様とする（以下、承認を得た再受任者等を単に「再受任者等」という。）。
- 3 受注者は、前（2）の承認を受けようとする場合は、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 5 受注者は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものとする。
- 6 受注者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合はこの限りでない。
 - (1) 発注者から預託された個人情報を第三者（再受任者等を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。
 - (2) 発注者から預託された個人情報について、発注者が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
 - (3) 特定個人情報を取り扱う業務において、受注者（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を発注者に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再受任者等による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

- 8 発注者は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、所属の職員に、受注者（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等において、発注者が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等の調査をさせ、受注者に対し必要な指示をさせることができる。
- 9 受注者は、業務の完了又は契約解除等により、発注者が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに発注者に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去し、その旨を書面により発注者に報告しなければならない。ただし、発注者が別段の指示をしたときは、受注者はその指示に従うものとする。
- 10 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本取扱いに違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、発注者に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、発注者から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、受注者は当該指示に従うものとする。
- 11 受注者は、発注者から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づいて取り扱うこととし、発注者が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 12 受注者は、受注者又は再受任者等の責めに帰すべき事由により、業務に関連する個人情報（発注者から預託された個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本取扱いに係る違反等があった場合は、これにより環境省又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。なお、本項その他損害賠償義務を定める本契約の規定は、本契約のその他の違反行為（再受任者等による違反行為を含む。）に関するこの損害賠償義務を排除又は制限するものではない。
- 13 本取扱いの規定は、本契約又は業務に関連して受注者又は再受任者等が発注者から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

営繕変更対象費に関する実績報告書

【除染等工事】

費目		費用	内容	計上額(※1)
共通仮設費	営繕費	維持・補修費	労働者宿舍の維持・補修に要する費用	① 0
		借上費(※)	労働者宿舍、倉庫等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりにアパート等を長期借上げした場合に要した費用	② 0
				③ (0)
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用	④ 0
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送するために要した費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)	⑤ 0
	合計	⑥=①+②+④+⑤		⑥ 0
⑦=①+③+④+⑤		⑦ (0)		

※1 計上額には、消費税抜きの金額を記入して下さい。ただし、工期中の消費税率の改正に伴い、報告した支出実績に複数の消費税率が適用されている場合は、記入内容・方法について、環境省担当官に事前確認して下さい。

※2 「借上費」は二段書とし、上段に消費税抜きの金額を、下段にはカッコ書きで、実際の支出額の110分の100に相当する金額を、それぞれ記載して下さい。

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフト及びファイル形式については、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R、CD-R または BD-R（25GB・50GB、以下「DVD-R 等」という。）とし、データを追記・書き換えできない方式で保存すること。また、事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ず付記すること。DVD-R 等への付記は、別図に従い、直接印刷又は油性フェルトペンでの手書きにより行うこと。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 電子成果物のフォルダ構成

電子成果物の作成にあたっては、紙納品された成果物の目録に対応したフォルダを作成した上で、データを保存すること。

また、格納媒体が複数枚にわたる場合は、フォルダ構成の一覧を作成添付すること。

4. ウイルスチェック

電子媒体に対し、ウイルスチェックを行うこと。ウイルスチェックソフトは常に最新の

データにアップデートしたものを利用すること。

5. その他

成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

電子媒体への表記

電子媒体のラベル面に、次の事項を表記すること。

- 1) 「工事・業務番号」(別途指定する工事・業務番号を記載すること)
- 2) 「工事・業務名称」(正式名称を記載すること)
- 3) 「作成年月」(工期終了時の年月を記載すること)
- 4) 「発注者名」(正式名称を記載すること)
- 5) 「受注者名」(正式名称を記載すること)
- 6) 「何枚目／総枚数」(総枚数の何枚目であるかを記載すること)
- 7) 「発注者署名欄」(主任監督員又は主任調査職員が署名すること)
- 8) 「受注者氏名欄」(現場代理人又は管理技術者が署名すること)

(表記方法にかかる留意事項)

- ・ ラベル面には、必要項目を表面に直接印刷、又は油性フェルトペンで表記し、媒体に損傷を与えないように留意すること。
- ・ 電子媒体のラベル面へ印刷したシールを貼り付ける方法は、シール剥がれ等による電子媒体や使用機器への悪影響を鑑み、行わないこと。
- ・ 表記事項のレイアウトは、以下の表記例によること。

工事番号：000000000000 枚数/総枚数
工事名称：令和0年度 0000000000工事

令和0年0月

発注者署名欄

受注者署名欄

発注者：環境省福島地方環境事務所
受注者：△△建設株式会社

ウイルスチェックに関する情報
ウイルス対策ソフト名：○○○○
ウイルス定義：0000年0月0日版
チェック実施日：0000年0月0日
フォーマット形式：ISO9660 (レベル1)

(電子媒体への表記例)

別添2) 提出情報一覧

・本工事の受注者は、監督職員等の指示に従い、以下の情報を原則毎月1回、所定の情報形式で提出するものとする

No	情報名	概要
1	除染前/除染後モニタリング情報	除染効果検証のため測定する、除染前後の空間線量率、表面汚染密度の測定結果
2	測定機器情報	モニタリング時に利用した測定機器の情報
3	仮置場情報	仮置場等の番号・名称・所在地
4	除去土壌等情報	除染により発生した、除去土壌等を格納した大型土のう袋等の情報(発生エリア、内容物、保管場所、空間線量率 等)
5	詰替除去土壌等番号履歴情報	経年劣化や減容化等による除去土壌等の詰め替え、QRタグの付け替え等により管理対象外となる大型土のう袋等番号の情報
6	仮置場定期モニタリング情報	仮置場等における空間線量率の測定結果

別添4) 発番規則一覧


・別添3に示す情報項目のうち、「発番規則」に数字の記載があるものについては、以下表の発番規則に従うこと

No	情報項目名	項目概要	発番規則	例
4	管理番号	除染計画書毎に発番される土地を特定する番号	【道路・森林以外の管理番号】 「大字(3桁)+小字(4桁)+地番(文字列)」 【道路・森林の管理番号】 受注者が発番している場合: 受注者の発番した管理番号を利用 受注者が発番していない場合: 環境省が発番	50050917-8
10	測定機器番号	測定に用いた機器の測定機器番号	「c」+事業者番号*+「i」+「受注者が任意に発番(3桁)」	c999i007
11	除去土壌等番号	除去土壌等を一意に特定する番号	「f」+事業者番号*+「受注者が任意に発番(7桁)」	f9990045678
12	仮置場番号	仮置場を一意に特定する番号	「m」+市町村番号+「d」+「受注者が任意に発番(3桁)」	m211d110

*受注決定後に通知

別添3) 提出情報詳細

・下表「発番規則」、「コード」の列に数字の記載のある情報項目については、別添4、別添5で指定する発番規則、コードに従って記入するものとする

工程	情報No	情報名	ID	情報項目名	概要	発番規則	コード	備考			
4.除染	1	除染前/除染後モニタリング情報	1	測定番号	測定を一意に特定する番号。測定1回ごとに各受注者が任意に発番						
			2	測定年月日	測定年月日(yyyy/mm/ddまたはyyyymmdd)						
			3	測定機器番号(NaI)	空間線量の測定に用いた機器の測定機器番号	10					
			4	測定機器番号(GM)	表面汚染密度の測定に用いた機器(GM方式)の測定機器番号	10					
			5	除染前後識別	モニタリング実施タイミングを識別			2			
			6	管理番号	測定点の管理番号			4			
			7	所在地	測定点の住所					国有林・公衆用道路は記入任意	
			8	地点番号	測定点に紐づく地点番号(管理番号内の建物・土地ごとに付与する番号)						
			9	測定緯度	世界測地系(WGS-84)に基づき、測定点の緯度を10進法で記入 小数点以下桁数は少なくとも5桁とする					桁数は多ければ多いほど望ましい	
			10	測定経度	世界測地系(WGS-84)に基づき、測定点の経度を10進法で記入 小数点以下桁数は少なくとも5桁とする					桁数は多ければ多いほど望ましい	
			11	測定点番号	測定点を一意に特定する番号。測定点1点ごとに各受注者が任意に発番(最大30桁)						
			12	測定対象(大分類)	測定の対象				26		
			13	測定対象(中分類)	測定の対象				27		
			14	特定地点情報	測定した地点が特定の部位に該当するかどうかを示す項目				28		
			15	斜面情報	測定した地点の斜面状況を示す項目				30		
			16	林縁フラグ	林縁として設定した測定点であることを示す項目 林縁として測定した場合に「1」を入力						林縁として設定した測定点では測定対象(大分類)は「森林」以外(例えば、宅地と接する林縁であれば「宅地」)を選択すること
			17	道路中央点フラグ	道路の中央点として設定した測定点であることを示す項目 道路の中央点として測定した場合に「1」を入力						
			18	測定地表面	測定した地点の地物情報を示す項目					22	
			19	地点状況	測定地点の乾燥状況					11	
			20	天気	測定時の天気					12	
			21	気温	測定時の気温(°C)						
			22	空間線量率(1cm/コリメータ無)	コリメータを使用せず、測定対象物から1cmの距離で測定した結果(μ Sv/h)※校正前						測定していない場合は空欄
			23	空間線量率(1cm/コリメータ有)	コリメータを使用し、測定対象物から1cmの距離で測定した結果(μ Sv/h)※校正前						
			24	空間線量率(50cm)	地表面より50cm上空で測定した結果(μ Sv/h)※校正前						
			25	空間線量率(100cm)	地表面より100cm上空で測定した結果(μ Sv/h)※校正前						
			26	表面汚染密度(コリメータ無/遮へい板無)	コリメータ、遮へい板ともに使用しなかった場合の測定結果(cpm)※指示値						
			27	表面汚染密度(コリメータ無/遮へい板有)	遮へい板(アクリル板)のみを使用した場合の測定結果(cpm)※指示値						
			28	表面汚染密度(コリメータ有/遮へい板無)	コリメータのみを使用した場合の測定結果(cpm)※指示値						
			29	表面汚染密度(コリメータ有/遮へい板有)	コリメータ、遮へい板ともに使用した場合の測定結果(cpm)※指示値						
			30	避難指示区域分類	測定点の区域。避難指示解除直前の区域分類を入力する						
			31	備考	備考欄						
			32	除染工種	実施した除染工種に該当するコード番号を入力					41	
2	測定機器情報	1	測定機器番号	測定機器を一意に特定する番号		10		シンチレーション方式の校正定数入力例 空間線量想定濃度 校正定数 5以上21未満 1.03 0.5以上5未満 1.02 0.5未満 1.00  閾値 校正定数 A 21 1.03 B 5 1.02 C 0.5 1.00			
		2	メーカー名	測定機器のメーカー名							
		3	製品名	測定機器の製品名							
		4	型番・型式	測定機器の型番							
		5	シリアル番号	測定機器のシリアル番号							
		6	校正定数-A閾値	測定機器(NaI)の値を決める閾値(備考参照)							
		7	校正定数-B閾値	測定機器(NaI)の値を決める閾値(備考参照)							
		8	校正定数-C閾値	測定機器(NaI)の値を決める閾値(備考参照)							
		9	校正定数-A	セシウム測定時の(空間線量率)測定機器の校正値(備考参照)							
		10	校正定数-B	セシウム測定時の(空間線量率)測定機器の校正値(備考参照)							
		11	校正定数-C	セシウム測定時の(空間線量率)測定機器の校正値(備考参照)							
		12	換算係数	計数率(cpm)から表面汚染密度(Bq/cm2)に換算する係数							
		13	備考	備考欄							
3	仮置場情報	1	仮置場番号	仮置場を一意に特定する番号		12					
		2	所在地	仮置場の住所							
		3	仮置場名	仮置場の名称							
		4	備考	備考欄							
4	除去土壌等情報	1	除去土壌等番号	除去土壌等を格納した大型土のう袋等を一意に特定する番号		11					
		2	仮置場番号	除去土壌等を受け入れた仮置場の番号		12					
		3	エリア名	除去土壌等が発生した地域(工区や仮置場の所属する地域等)							

別添3) 提出情報詳細

・下表「発番規則」、「コード」の列に数字の記載のある情報項目については、別添4、別添5で指定する発番規則、コードに従って記入するものとする

工程	情報No	情報名	ID	情報項目名	概要	発番規則	コード	備考			
			4	特定復興再生拠点	特定復興再生拠点区域で発生した場合は「1」を記入 そうでない場合は「空白 (Null)」						
			5	津波浸水	津波の浸水があった土地から発生している場合は「1」を記入 そうでない場合は「空白 (Null)」						
			6	特定施設	特定施設リストを参照し、特定施設から発生している場合は「1」を記入 そうでない場合は「空白 (Null)」						
			7	除去土壌等種別	除去土壌等の種別			6			
			8	発生土地分類	除去土壌等の発生した土地 (現況) の分類			31			
			9	荷姿種別	荷姿の種別				7		
			10	内袋の利用方法	※内袋を使用した際は、「2 フレキシブルコンテナ耐水・耐候性 (3年)」を選択すること 大型土のう袋等の内袋の使用有無、内袋を使用している場合はその枚数等を識別				32		
			11	アルミ内袋の利用	大型土のう袋等の内袋の材質				33		
			12	容積	除去土壌等を格納した大型土のう袋等の容積 ※厳密な測定は必要なく、大まかな値で良い						
			13	空間線量率 (1cm)	フレコン表面より1cmの距離で測定した結果 (μ Sv/h) ※校正前						
			14	受入日	除去土壌等を仮置場に搬入した年月日 (yyyy/mm/ddまたはyyyymmdd)						
			15	備考	備考欄						
			5	詰替除去土壌等番号履歴情報	1	除去土壌等番号 (詰替元)	詰め替え元のフレキシブルコンテナ等に付与されていた除去土壌等番号 ※除去土壌等番号が付与されていない場合、「番号なし」		11		
					2	詰替元フレコンの破損の有無	詰め替え元のフレキシブルコンテナに破損があったか否かを記入			34	
					3	詰替年月日	詰め替えなどを行った日				
4	詰替方法	内容物を取り出して詰め替えもしくは内容物を取り出さず詰め替え等を行ったかを識別						35			
5	除去土壌等番号 (詰替後)	詰め替えた除去土壌等を一意に特定する番号 詰め替える前の番号とは異なる番号を発番					11				
6	荷姿種別	詰め替え元の荷姿の種別 ※内袋を使用した際は、「2 フレキシブルコンテナ耐水・耐候性 (3年)」を選択すること						7	詰替元の除去土壌等番号 (詰替元) が "f*****"でないフレキシブルコンテナを内 容物を取り出さず詰め替えを行った際のみ記入		
7	内袋の利用方法	詰め替え元のフレキシブルコンテナの内袋の使用有無 内袋を使用している場合はその枚数等を識別						32			
8	アルミ内袋の利用	フレキシブルコンテナの内袋の材質						33			
6	仮置場定期モニタリング情報	1	測定番号	測定を一意に特定する番号。測定1回ごとに各受注者が任意に発番 (最大30桁)							
		2	測定年月日	測定年月日 (yyyy/mm/ddまたはyyyymmdd)							
		3	測定機器番号 (NaI)	測定に用いた機器 (NaIシンチレーション方式) の測定機器番号			10				
		4	バックグラウンド識別	バックグラウンド値の場合は「1」、フレコン搬出後の測定値の場合は「2」を記入 定期的なモニタリングの場合は「空白 (Null)」							
		5	仮置場番号	測定地点の仮置場の番号			12				
		6	測定点番号 (仮置場)	測定点を一意に特定する番号							
		7	入口フラグ	仮置場の入口線量を測定する際、仮置場の内側を向いて測定した場合は「1」、 仮置場の外側を向いて測定した場合は「2」を記入							
		8	測定緯度	世界測地系 (WGS-84) に基づき、測定点の緯度を10進法で記入 小数点以下桁数は少なくとも5桁とする							
		9	測定経度	世界測地系 (WGS-84) に基づき、測定点の経度を10進法で記入 小数点以下桁数は少なくとも5桁とする							
		10	測定地表面	測定した地点の地物情報を示す項目				22			
		11	地点状況	測定地点の乾燥状況				11			
		12	天気	測定時の天気				12			
		13	気温	測定時の気温 (°C)							
		14	空間線量率 (100cm)	地表面より100cm上空で測定した結果 (μ Sv/h) ※校正前							
		15	備考	備考欄							

別添5)コード表

・別添3に示す情報項目のうち、「コード」に数字の記載があるものについては、以下表の選択肢の値を入力すること

No	選択項目名	選択肢	備考
2	除染前後識別	1.除染前 2.除染後	
6	除去土壌等種別	1.草木類（剪定枝、落葉、芝、苔、雑草、リター層、伐採木、抜根等） 2.1以外の可燃廃棄物（タイベックス、ウエス、マスク、フィルタ、ゴム手袋、紙類等） 3.土壌等（土類、小石、砂利等） 4.コンクリート殻等（瓦、レンガ、ブロック、岩石等） 5.アスファルト混合物 6.3、4、5以外の不燃物・混合物（危険物・有害物を除く） 7.石綿含有建材 8.石膏ボード 9.7、8以外の危険物・有害物	
7	荷姿種別	1.フレキシブルコンテナ耐候性(3年) 2.フレキシブルコンテナ耐水・耐候性(3年) 3.その他フレキシブルコンテナ 4.その他	
11	地点状況	1.乾 2.湿	
12	天気	1.晴れ 2.曇り 3.雨 4.雪	
14	コリメータの有無	1.有り 2.無し	
22	測定地表面	1.アスファルト・コンクリート 2.タイル・ブロック・レンガ 3.土 4.草・芝 5.砂利 6.植栽の根元 7.その他	
26	測定対象 (大分類)	1.住宅地等 2.学校 3.公園 4.大型施設 5.道路 6.草地、芝地 7.農地 9.果樹園 10.森林	
41	除染工程	1.5cm剥取⇒客土 2.7cm剥取⇒客土 3.10cm剥取⇒客土 4.15cm剥取⇒客土 5.上記深さ以外剥取⇒客土 6.5cm剥取(客土なし) 7.7cm剥取(客土なし) 8.10cm剥取(客土なし) 9.15cm剥取(客土なし) 10.上記深さ以外剥取(客土なし) 11.拭き取り 12.ブラッシング 13.高圧水洗浄 14.プラスト 15.草芝剥取のみ 16.草芝剥取⇒芝張 17.堆積物除去のみ 18.刈り払い 19.反転耕 20.深耕 99.その他	※1～10の剥取のコードについては全て堆積物除去を含むものとする ※5と10(上記深さ以外)を選択した場合は備考欄に「剥ぎ取り●cm」と記入 ※剥取の深さと客土の深さが異なる場合には、剥取の深さのコードを選択して備考欄に「客土●cm」と記入 ※碎石と土など、複数種類の剥取を実施した場合には、剥取の合計値のコードを選択する 森林の残渣除去を含む 備考欄に実施した工程を全て記入

No	選択項目名	選択肢	備考
27	測定対象 (中分類)	1.建物 2.塀 3.遊具等 4.舗装面 5.未舗装面 6.ガードレール 7.側溝等 8.歩道橋 9.水田 10.畑 11.牧草地 12.水路 13.畦畔 14.灌木林 15.常緑樹林 16.落葉樹林 17.雑木林 18.墓地	
28	特定地点情報	1.側溝 2.排水拵 3.雨だれの跡 4.くぼち 5.舗装面の境目 6.常緑樹・竹・笹・植栽 7.上記以外	
29	調査区分	1.浸出水 2.地下水 3.処理水	
30	斜面情報	1.斜面の頂部 2.斜面 3.斜面の底部	
31	発生土地分類	1.住宅地等 2.学校 3.公園 4.大型施設 5.道路 6.法面・斜面 7.草地、芝地 8.農地 9.果樹園 10.森林 11.仮置場 12.JR常磐線 13.ため池 14.復興IC 15.エコテック	
32	内袋の利用方法	1.内袋なし 2.1重内袋 3.2重内袋(内袋をあらかじめ2重にした後に内容物を格納) 4.2重内袋(1重の内袋に内容物を格納した後に2重化)	内袋をあらかじめ2重にした後に内容物を格納した場合に選択 1重の内袋に内容物を格納した後にさらに2重化した場合に選択
33	アルミ内袋の利用	1.アルミ内袋利用あり 2.アルミ内袋利用なし	
34	詰替元フレコンの破損の有無	1.破損なし 2.破損あり	
35	詰替方法	1.フレコンごと詰替 2.内容物のみ詰替 3.タグのみ付与(詰替なし)	既に設置されているフレキシブルコンテナ等の内容物を取り出さずに、新たなフレコンに詰込んだ場合に選択 既に設置されているフレキシブルコンテナ等の内容物を取り出して、新たなフレコンに詰替した場合に選択 QRタグ以外のタグが付いているフレキシブルコンテナ等(主に先行除染、モデル除染で発生したものを想定)に詰替を行わずQRタグを取り付ける際に選択
40	避難指示区域分類	1.避難指示解除準備区域 2.居住制限区域 3.帰還困難区域 4.区域外 5.特定復興再生拠点区域	

令和4年度飯館村特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事

別図 1

除染等の措置等の対象となる地域
特定復興再生拠点区域
拠点に接する帰還困難区域

凡例

特定復興再生拠点区域

除染仮置場（長泥3仮置場）
解体仮置場（曲田1,3仮置場）

環境再生事業1工区予定地

※状況によっては、上記以外の場所で工事が行われる場合がある。

施工場所

解体撤去箇所

曲田1仮置場

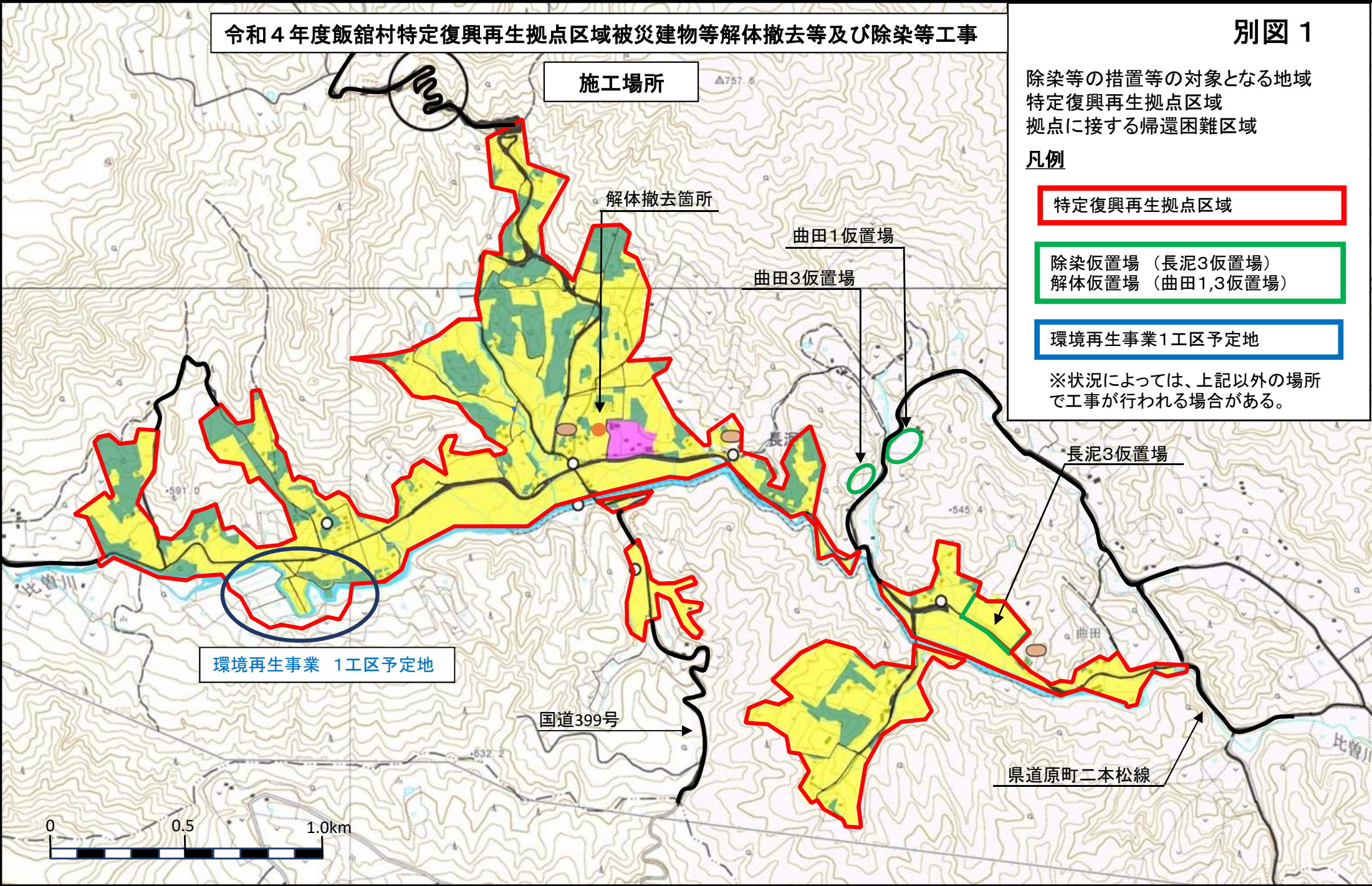
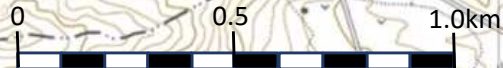
曲田3仮置場

長泥3仮置場

環境再生事業 1工区予定地

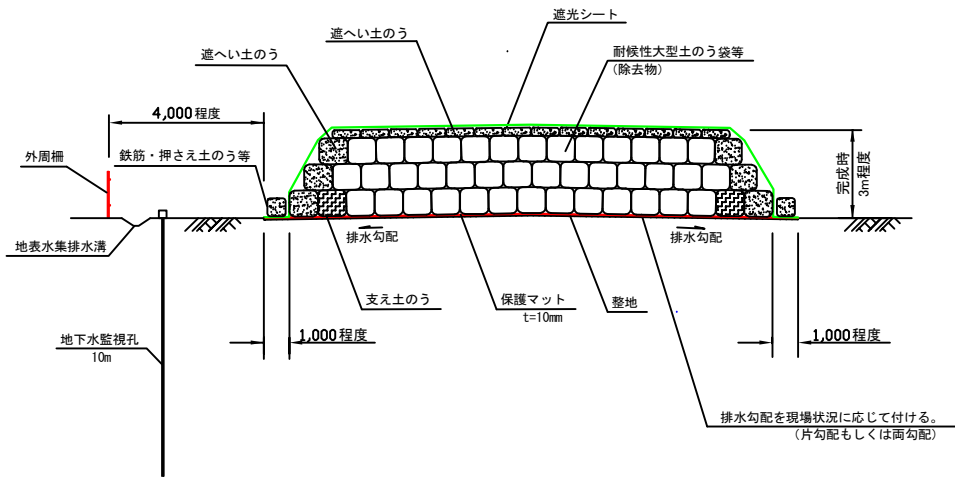
国道399号

県道原町二本松線

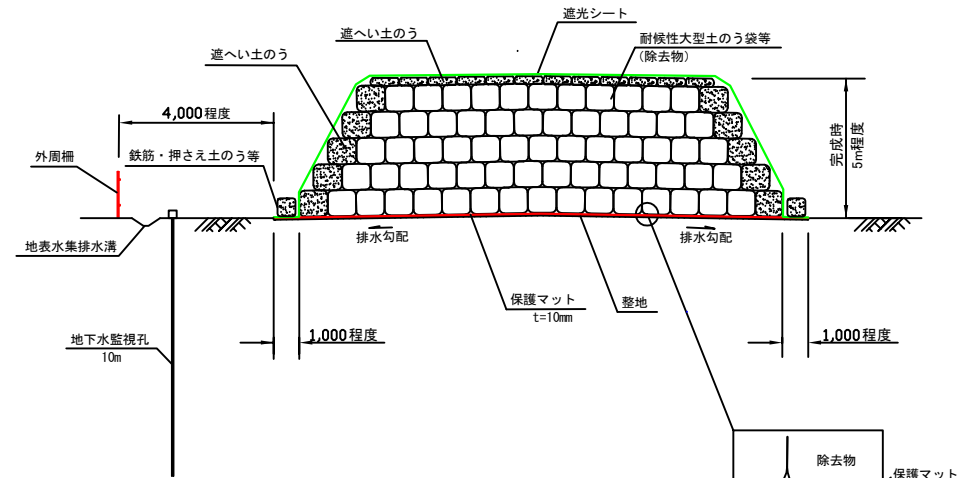


仮置場標準仕様(参考構造図)(地上式)

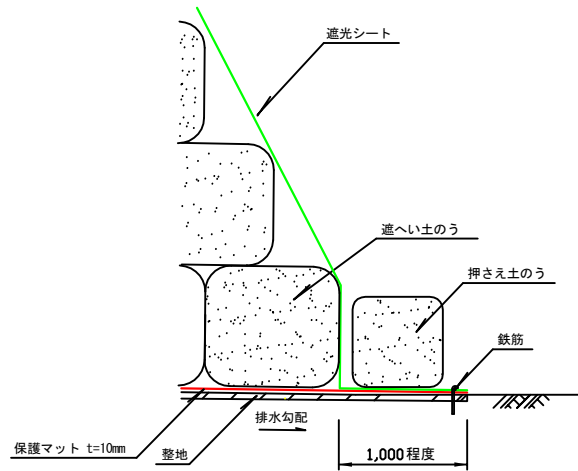
<可燃物>



<不燃物>



<端部詳細図>



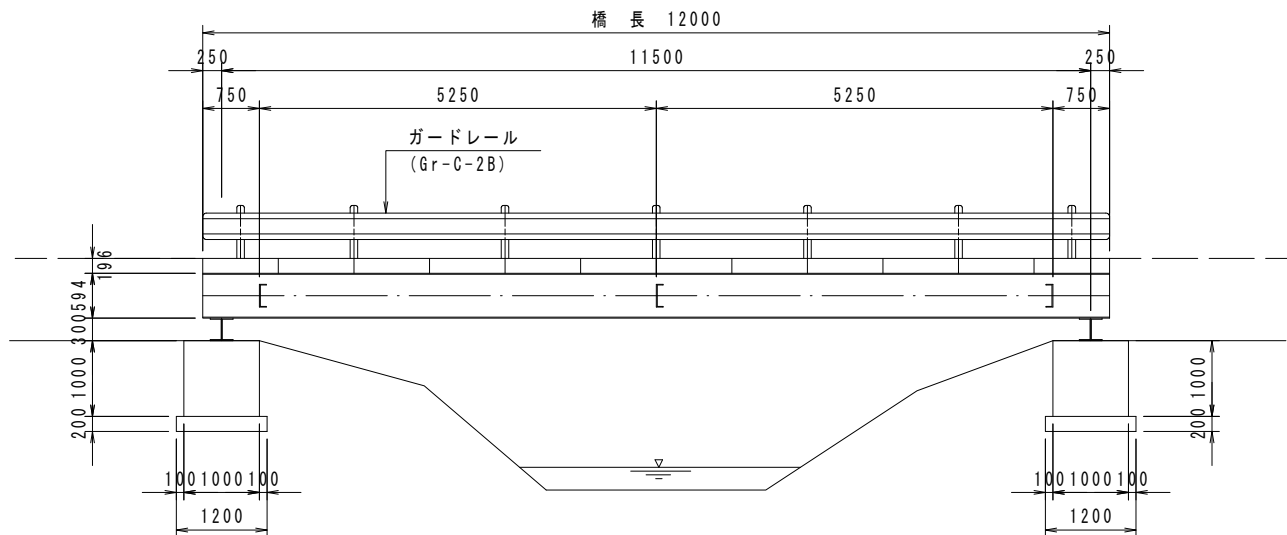
* 可燃・不燃同様
 ** 必要に応じて、下側保護マットの下部に、土布シートと山砂(50mm程度)を設置する。

※本図は、標準を示したものであり、必要に応じて現地にあわせた構造とすること。
 ※保管容器により、積み上げ可能段数が異なることに留意すること。

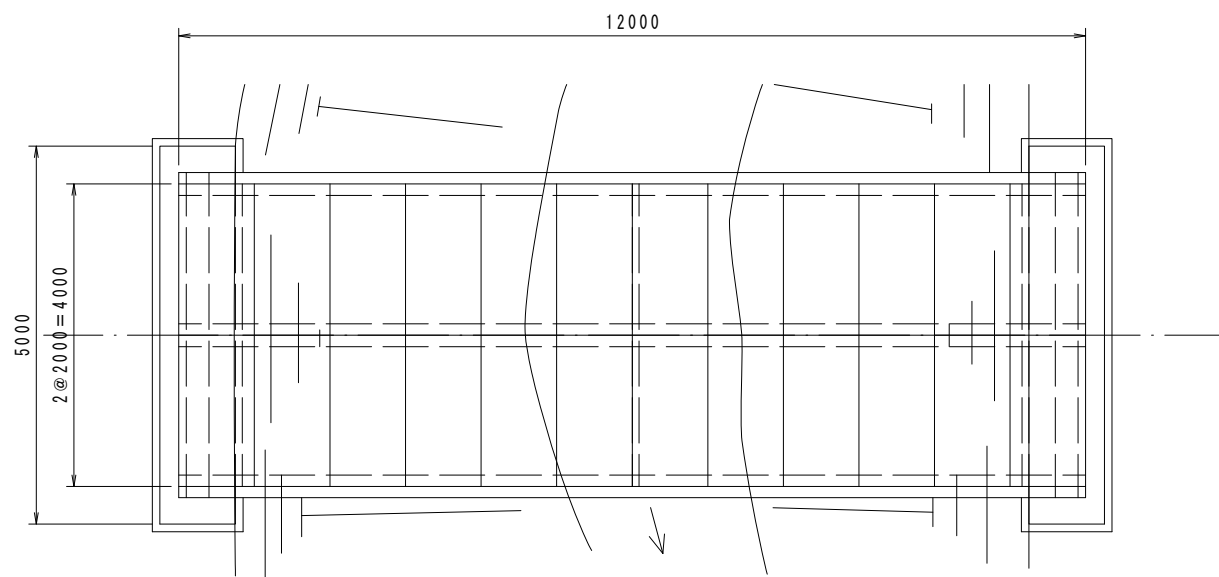
仮橋一般図

別図3

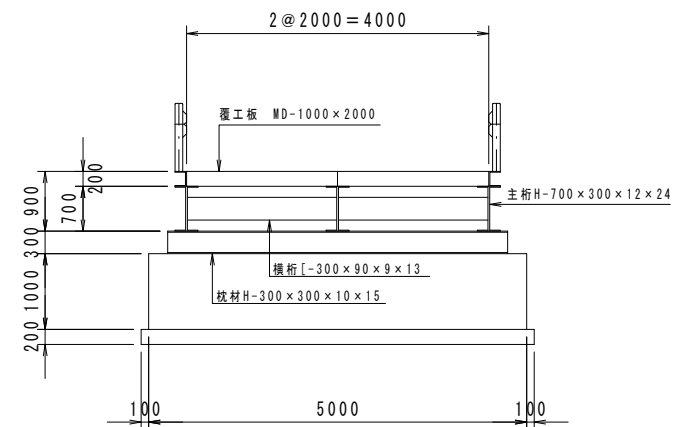
側面図 1:100



平面図 1:100



断面図 1:100



設計条件

活荷重	A活荷重
衝撃荷重	$i = 0.3$ 但し、覆工板は $i = 0.4$
たわみ	$L/400$ かつ 25mm 以下
横断勾配	Level
縦断勾配	Level
基礎形式	直接基礎

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	摘要
除染等工事【特定復興再生拠点区域及びその外縁（帰還困難区域）】	式	1	
除染工	式	1	
6 道路	式	1	
6.2 未舗装の道路	式	1	
6.2.1 道路表面(土壌)	式	1	
6.2.1.1(1) 除草	m ²	1,360	
6.2.1.1(2) 堆積物の除去	m ²	1,360	
6.2.1.2 表土の削り取り	m ²	1,360	
6.2.1.3 土地表面の被覆 t=5cm 再利用土	m ²	1,360	
6.2.2 道路表面(砂利、碎石道路)	式	1	
6.2.2.1 堆積物の除去	m ²	3,170	
6.2.2.3 砂利、碎石の除去	m ²	3,170	
6.2.2.4 砂利、碎石の被覆 再生クラッシャーレン RC-40	m ²	3,170	
6.3 ガードレール	式	1	
6.3.1 ガードレール	式	1	
6.3.1.3 拭き取り	m	25	
6.4 側溝等	式	1	
6.4.1 側溝等	式	1	
6.4.1.1 底質の除去等	m	100	
3.2.1.1 拭き取り (大石)	m ²	75	
7 法面	式	1	
7.1 法面	式	1	
7.1.1 草、落葉、堆積物	式	1	
7.1.1.1 草、落葉、堆積物の除去 傾斜角 0° ~20°	m ²	2,980	
7.1.1.1 草、落葉、堆積物の除去 傾斜角 31° 以上	m ²	180	
8 農地	式	1	
8.1 水田	式	1	
8.1.1 草	式	1	
8.1.1.1(1) 人力除草	m ²	18,700	
8.1.1.1(2) 機械除草	m ²	28,100	
8.1.1.1(3) 除草した草類の集積	m ²	46,800	
8.1.1.1(4) 土のう袋への袋詰め	袋	280	
8.1.1.1(5) 現場内の小運搬	袋	280	
8.1.2 土壌	式	1	
8.1.2.1(1) 不陸整正	m ²	55,000	
8.1.2.2(1)-② バックホによる表土の削り取り(標準工法・30a未満)	m ²	34,400	
バックホによる表土の削り取り(標準工法・30a未満)t=7cm	m ²	20,600	
8.1.2.2(1)-③ 土のう袋への袋詰め	袋	4,237	
8.1.2.2(1)-④ 小運搬 100m(往復)当り	袋	4,237	
客土 t=7cm 砂 再利用土	m ²	20,600	
8.1.2.7(1) 地力回復(土壌改良材散布)表土の削り取り後に客土を行う	m ²	20,600	
8.1.2.7(2) 地力回復(セライト散布)イヤセライトZ-13 1 ~3mm20kg	m ²	20,600	
8.1.2.7(3) 2回耕起	m ²	20,600	

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	摘要
8.1.3 柳の刈倒し～除根	式	1	
8.1.3.1-(1) 刈倒し・破砕	m2	8,200	
8.1.3.1-(2) 伐根・除根	m2	8,200	
8.1.4 柳の引抜き	式	1	
8.1.4.1 掴み装置付きバックホウによる柳の引き抜き・集積	m2	12,400	
8.1.6 支障木の処理	式	1	
8.1.6.1-(1) 支障木の伐採 6cm以上10cm未満	本	110	
8.1.6.2-(1) 支障木の伐根 6cm以上10cm未満	本	110	
8.2 畑	式	1	
8.2.1 草	式	1	
8.2.1.1-(1) 人力除草	m2	4,700	
8.2.1.1-(2) 機械除草	m2	7,100	
8.2.1.1-(3) 除草した草類の集積	m2	11,800	
8.2.1.1-(4) 土のう袋への袋詰め	袋	71	
8.2.1.1-(5) 現場内の小運搬	袋	71	
8.2.2 土壌	式	1	
8.2.2.1-(1) 不陸整正	m2	11,800	
バックホウによる表土の削り取り(標準工法・30a以上)t=7cm	m2	6,700	
バックホウによる表土の削り取り(標準工法・30a未満)t=7cm	m2	5,100	
8.2.2.2-(1)-③ 土のう袋への袋詰め	袋	1,107	
8.2.2.2-(1)-④ 小運搬 100m(往復)当り	袋	1,107	
客土 t=7cm 砂 再利用土	m2	11,800	
8.2.2.7-(1) 地力回復(土壌改良材散布)表土の削り取り後に客土を行う	m2	11,800	
8.2.2.7-(2) 地力回復(ゼオライト散布)イタゼライトZ-13 1~3mm20kg	m2	11,800	
8.2.2.7-(3) 2回耕起	m2	11,800	
8.2.6 支障木の処理	式	1	
8.2.6.1-(1) 支障木の伐採 6cm以上10cm未満	本	60	
8.2.6.2-(1) 支障木の伐根 6cm以上10cm未満	本	60	
8.4 水路	式	1	
8.4.1 水路	式	1	
8.4.1.1-(1) 底質の除去等(土砂上げ)	m3	70	
8.4.1.1-(2) 底質の除去等(土のう袋への袋詰め)	袋	70	
8.4.1.1-(3) 小運搬 100m(往復)当り	袋	70	
8.5 畦畔	式	1	
8.5.1 畦畔	式	1	
8.5.1.1-(1) 堆積物の除去	m2	4,270	
8.5.1.1-(2) 除草	m2	4,270	
9 草地、芝地	式	1	
9.1 灌木(密)	式	1	
9.1.1 灌木(密)	式	1	
9.1.1.1 刈払	m2	510	
9.2 灌木(粗)	式	1	
9.2.1 灌木(粗)	式	1	
9.2.1.1 刈払	m2	1,200	

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	摘要
11 森林	式	1	
11.1 常緑針葉樹	式	1	
11.1.1 堆積有機物	式	1	
11.1.1.1-(4) 堆積有機物の除去(非管理地)	m2	7,900	
11.1.1.1-(5) 伐り捨て材の整理	m2	7,900	
11.1.3 樹木	式	1	
11.1.3.1-(1) 枝打ち、切り枝回収(スギ)	m2	360	
11.1.3.1-(2) 枝打ち、切り枝回収(ヒノキ)	m2	110	
11.1.3.1-(3) 枝打ち、切り枝回収(アカマツ等)	m2	1,110	
11.1.4 下刈り	式	1	
11.1.4.1 下草・灌木刈払い 中程 0° ~20°	m2	7,900	
11.2 落葉広葉樹	式	1	
11.2.1 堆積有機物	式	1	
11.2.1.2 堆積有機物の除去(非管理地)	m2	15,800	
11.2.3 樹木	式	1	
11.2.3.1 粗朶結束	m2	15,800	
11.2.4 下刈り	式	1	
11.2.4.1 下草・灌木刈払い 中程 0° ~20°	m2	15,800	
11.3 雑木林	式	1	
11.3.1 堆積有機物	式	1	
11.3.1.2 堆積有機物の除去(非管理地)	m2	2,630	
11.3.3 樹木	式	1	
11.3.3.1 粗朶結束	m2	2,630	
11.3.4 下刈り	式	1	
11.3.4.1 下草・灌木刈払い 中程 0° ~20°	m2	2,630	
仮置場等	式	1	
13 仮置場等	式	1	
13.1 仮置場等造成工(地上型)	式	1	
13.1.1 仮置場等造成	式	1	
13.1.1.9-(1)-② 下部シート(保護マット)設置	m2	3,400	
13.1.1.9-(3)-⑥ 上部シート(遮光シート)設置	m2	4,100	
13.1.1.14 保管物取込・設置	袋	10,860	
13.1.1.14 保管物取込・設置(遮へい土のう再利用)	袋	1,090	
運搬処理工	式	1	
16 除去土壌等の運搬	式	1	
16.1 除去土壌等の運搬	式	1	
16.1.1 除去土壌等の運搬	式	1	
16.1.1.1 クレーン付トラックによる除去土壌等の運搬 不燃物 3.3km	袋	6,520	
16.1.1.1 クレーン付トラックによる除去土壌等の運搬 可燃物 3.3km	袋	4,340	
16.1.1.4 小型不整地運搬車による除去土壌等の運搬 片道200m	m3	500	
客土材等の運搬	式	1	
再利用土運搬 L=22.5km以下 ダンプトラック10t積級(避難指示解除済区域)	m3	2,590	
16.1.2 タグの取付け	式	1	
16.1.2.1 タグの取付け	袋	10,860	

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	摘要
17 減容化	式	1	
17.1 草木等の破砕	式	1	
17.1.1 草木等の破砕	式	1	
17.1.1.1 草木等の破砕	m3	1,690	
産業廃棄物運搬処理工	式	1	
産業廃棄物運搬	式	1	
産業廃棄物運搬	式	1	
バックホコ・As殻積込み クローラ型・山積0.8m3(平積0.6m3)	m3	10	
ダンプトラック(10t積級)運搬(Co殻)バックホ山積0.8m3(平積0.6m3)無筋コンクリート49.5以下良好	m3	10	
産業廃棄物処分	式	1	
産業廃棄物処分	式	1	
コンクリート塊(無筋)処分費	t	24	
現場発生品運搬又は支給品運搬	式	1	
現場発生品運搬又は支給品運搬	式	1	
現場発生品運搬又は支給品運搬	式	1	
現場発生品運搬又は支給品運搬 片道22km 積載量2.9t	回	5	
仮設工	式	1	
18 仮設等	式	1	
18.3 建設機械等の洗浄	式	1	
18.3.1 建設機械・トラック等の高圧水洗浄	式	1	
18.3.1.3-① 建設機械等の返却時のセルフスクリーニング費 建設機械等を返却	台	20	
18.3.1.3-② 建設機械等の返却時のセルフスクリーニング費 トラック等を返却	台	10	
18.3.1.4 敷鉄板の返却時のセルフスクリーニング費	m2	2,000	
18.4 敷鉄板設置・撤去	式	1	
18.4.1 敷鉄板設置・撤去	式	1	
18.4.1.1 敷鉄板設置・撤去 22*1524*6096 供用100日 180日以内	m2	2,000	
仮橋	式	1	
下部工	式	1	
バックホ床堀 クローラ型・山積0.8m3(平積0.6m3)軽質土・砂・砂質土・粘性土・土留工なし	m3	26	
埋戻D 最大幅W1<1m 標準	m3	14	
人力打設(無筋・鉄筋構造物、小型構造物) 18-8-40-60%B種 無筋構造物 一般養生 小運搬無	m3	10	
型枠(無筋・鉄筋構造物、小型構造物 鉄筋・無筋構造物)	m2	24	
基礎砕石工 0.2m 再生クラッシュレン40`0	m2	12	
下部工橋脚設置・撤去(直接基礎) ラフテレンクレーン25t吊	t	0.8	
H形鋼 300×300×10×15mm 93.0kg/m	t	0.8	
大型ブレーカ取り壊し 無筋構造物	m3	10	
上部工	式	1	
上部工架設・撤去(直接基礎形式) ラフテレンクレーン25t吊	t	8	
主桁 H形鋼(SS400) 700×300×12×24mm	t	7	
横桁 溝形鋼 9×90×300mm	t	1	
上部工覆工板設置・撤去	m2	48	
覆工板(賃貸)180日以内 鋼製すべり止め 補強型	月	5	
上部工高欄設置・撤去(カートレール型) ラフテレンクレーン25t吊	m	24	
カートレール 新Gr-C-2B	m	24	

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	摘要
交通安全管理	式	1	
交通安全管理	式	1	
交通安全管理	式	1	
交通誘導員A	日	132	
交通誘導員B	日	132	
材料費	式	1	
材料費	式	1	
材料費	式	1	
材料費	式	1	
耐候性大型土のう袋 (φ110cm ポリエチレン2重内袋)	袋	10,860	
除染等工事【先行除染点区域及びその外縁(帰還困難区域)】	式	1	
除染工	式	1	
道路キワ除染	式	1	
道路キワ除染	式	1	
林縁部(山側)における追加除染	式	1	
1.4.1.9 表土の削り取り	m ²	63	
表土の削り取り t=10cm	m ²	18	
1.4.1.10 土地表面の被覆 砂 再利用土	m ²	63	
土地表面の被覆 t=10cm 砂 再利用土	m ²	18	
仮置場等	式	1	
13 仮置場等	式	1	
13.1 仮置場等造成工(地上型)	式	1	
13.1.1 仮置場等造成	式	1	
13.1.1.14 保管物取込・設置	袋	6	
運搬処理工	式	1	
16 除去土壌等の運搬	式	1	
16.1 除去土壌等の運搬	式	1	
16.1.1 除去土壌等の運搬	式	1	
16.1.1.1 クレーン付トラックによる除去土壌等の運搬 不燃物3.7km	袋	6	
客土材等の運搬	式	1	
再利用土運搬 L=22.5km以下 ダンプトラック10t積級(避難指示解除済区域)	m ³	5	
16.1.2 タグの取付け	式	1	
16.1.2.1 タグの取付け	袋	6	
材料費	式	1	
材料費	式	1	
材料費	式	1	
材料費	式	1	
耐候性大型土のう袋 (φ110cm ポリエチレン2重内袋)	袋	6	
共通	式	1	
仮置場等【避難指示解除済区域】	式	1	
土のう工	式	1	
土のう工	式	1	
遮へい土のう工	式	1	
分別 振動ふるい機 粒径20mm以下	m ³	4,000	

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	摘要
ブルドーザー敷均し(ルーズ) 15t級 標準	m3	2,600	
機械削取り整形工(再利用土) 砂、砂質土、礫質土、粘性土	m2	1,300	
オーバー材運搬 L=11.5km以下	m3	1,400	
残土受入れ地での処理 無 標準	m3	1,400	
仮設工【避難指示解除済区域】	式	1	
18 仮設等	式	1	
18.4 敷鉄板設置・撤去	式	1	
18.4.1 敷鉄板設置・撤去	式	1	
18.4.1.1 敷鉄板設置・撤去 22*1524*6096 供用150日 180日以内	m2	600	
共通仮設費	式	1	
運搬費	式	1	
除染等工事【特定復興再生拠点区域及びその外縁（帰還困難区域）】	式	1	
運搬費	式	1	
運搬費	式	1	
仮設材運搬	式	1	
仮設材運搬 製品L≤12m 片道50km 往復	t	345	
共通	式	1	
運搬費	式	1	
運搬費	式	1	
仮設材運搬	式	1	
仮設材運搬 製品L≤12m 片道40km 往復	t	104	
安全費	式	1	
除染等工事【特定復興再生拠点区域及びその外縁（帰還困難区域）】	式	1	
19 防護具等	式	1	
19.1 防護具等	式	1	
19.1.1 防護具等	式	1	
19.1.1.1(1) 防護具A	組	5,730	
19.1.1.2(1) 使用済み防護具回収費（全身化学防護服を使用しない場合）	組	5,730	
19.1.1.3 除染電離則に係る安全講習費	人	2	
19.1.1.4 健康診断費	人	5,730	
19.1.1.5 セルフスクリーニング費	人	5,730	
19.1.1.6 放射線管理に要する費用	日	132	
放射線管理手帳	冊	2	
除染等工事【先行除染点区域及びその外縁（帰還困難区域）】	式	1	
19 防護具等	式	1	
19.1 防護具等	式	1	
19.1.1 防護具等	式	1	
19.1.1.1(1) 防護具A	組	10	
19.1.1.2(1) 使用済み防護具回収費（全身化学防護服を使用しない場合）	組	10	
19.1.1.4 健康診断費	人	10	
19.1.1.5 セルフスクリーニング費	人	10	
技術管理費	式	1	
除染等工事【特定復興再生拠点区域及びその外縁（帰還困難区域）】	式	1	
20 放射線量測定	式	1	

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	摘要
20.1 除染等の措置時の放射線量測定	式	1	
20.1.2 除染等の措置時の放射線量測定	式	1	
20.1.2.2-① 放射線の事前測定点設置作業	測点	290	
20.1.2.2-② 放射線の事前測定外業人件費(67測点当り)	測点	290	
20.1.2.2-③ 放射線の事前測定データ整理作業(67測点当り)	測点	290	
20.1.2.3-② 放射線の事後測定外業人件費(67測点当り)	測点	290	
20.1.2.3-③ 放射線の事後測定データ整理作業(67測点当り)	測点	290	
20.1.2.5-① 局所的に線量の高い箇所の調査	画地	10	
20.1.2.5-② 局所的に線量の高い箇所の調査に係るデータの整理作業	画地	10	
20.1.3 仮置場の放射線量測定	式	1	
20.1.3.1-① 放射線の事前測定	測点	5	
20.1.3.1-② 放射線の事前測定外業人件費	測点	5	
20.1.3.1-③ 放射線の事前測定データ整理作業	測点	5	
20.1.3.2-① 実施中の測定外業人件費	測点	100	
20.1.3.2-② 実施中の測定データ整理作業	測点	100	
20.1.3.3-① 事後の測定外業人件費	測点	5	
20.1.3.3-② 事後の測定データ整理作業	測点	5	
20.1.4 地下水及び浸出水調査	式	1	
20.1.4.1 地下水の放射能濃度の測定	検体	5	
20.1.4.2 浸出水の放射能濃度の測定	検体	5	
除染等工事【先行除染点区域及びその外縁（帰還困難区域）】	式	1	
20 放射線量測定	式	1	
20.1 除染等の措置時の放射線量測定	式	1	
20.1.2 除染等の措置時の放射線量測定	式	1	
20.1.2.2-① 放射線の事前測定点設置作業	測点	10	
20.1.2.2-② 放射線の事前測定外業人件費(67測点当り)	測点	10	
20.1.2.2-③ 放射線の事前測定データ整理作業(67測点当り)	測点	10	
20.1.2.3-② 放射線の事後測定外業人件費(67測点当り)	測点	10	
20.1.2.3-③ 放射線の事後測定データ整理作業(67測点当り)	測点	10	
20.1.2.5-① 局所的に線量の高い箇所の調査	画地	2	
20.1.2.5-② 局所的に線量の高い箇所の調査に係るデータの整理作業	画地	2	
営繕費	式	1	
除染等工事【特定復興再生拠点区域及びその外縁（帰還困難区域）】	式	1	
19 防護具等	式	1	
19.2 洗浄設備設置・撤去	式	1	
19.2.1 洗浄設備設置・撤去	式	1	
19.2.1.1 洗浄設備設置	基	1	
19.2.1.2 洗浄設備撤去	基	1	
諸経費対象外	式	1	
除染等工事【特定復興再生拠点区域及びその外縁（帰還困難区域）】	式	1	
21 諸経費対象外項目	式	1	
21.1 諸経費対象外項目	式	1	
21.1.1 諸経費対象外項目	式	1	
21.1.1.1 施工内容等の説明及び確認に要する費用	人	30	

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	摘要
21.1.1.2 除染結果の報告に要する費用	人	30	
被ばく線量記録管理制度参加 令和4年度	人	20	
被災建物等解体撤去等工事	式	1	
除染等工事【先行除染点区域及びその外縁（帰還困難区域）】	式	1	
21 諸経費対象外項目	式	1	
21.1 諸経費対象外項目	式	1	
21.1.1 諸経費対象外項目	式	1	
21.1.1.1 施工内容等の説明及び確認に要する費用	人	2	
21.1.1.2 除染結果の報告に要する費用	人	2	

数量総括表

工 事 名	令和4年度飯舘村特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事				変 更 (0) 回		事 業 区 分		
	工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘 要	
解体工事【特定復興再生拠点区域及びその外縁区域(帰還困難区域)】			式		1				
解体工			式		1				
木造			式		1				
木造建物解体			式		1				
付属施設			式		1				
下屋			式		1				
下屋 (簡易構造)			m2		79				
仮設工			式		1				
足場工			式		1				
外部足場			式		1				
足場(12m未満の対象物に適用)	30日使用		掛m2		574				
運搬処理工			式		1				
運搬処理工			式		1				

数量総括表

工 事 名	令和4年度飯舘村特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事				変更 (0) 回		事 業 区 分	
	工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘 要	
廃材運搬費		式		1				
廃材運搬費	4t車・運搬距離 (片道) 5km	台		104				
廃材積込費	(対象面積 A=405m2)	式		1				
動産費		式		1				
屋内動産移転料	4t車	台		23				
機械運搬費		式		1				
機械運搬費		台		1				
大型土のう袋詰		式		1				
大型土のう袋詰工	耐候性大型土のう (φ1100)ポリエチレン製内袋 (二重)	袋		114				
直接工事費		式		1				
共通仮設費計		式		1				
共通仮設費 (率計上)		式		1				
共通仮設費 (積上げ)		式		1				

数量総括表

工 事 名	令和4年度飯舘村特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事				変 更 (0) 回		事 業 区 分		
					工 事 区 分				
工事区分・工種・種別・細別	規 格	単 位	数 量 (前 回)	数 量 (今 回)	数 量 増 減	摘 要			
技術管理費		式		1					
安全費		式		1					
純工事費		式		1					
現場管理費計		式		1					
現場管理費(率計上)		式		1					
工事原価		式		1					
一般管理費等計		式		1					
一般管理費等(率計上)		式		1					
契約保証		式		1					
工事価格		式		1					
消費税相当額		式		1					
工事費		式		1					

本工事費内訳書

令和4年度飯舘村特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
除染等工事 【特定復興再生拠点区域及びその外縁（帰還困難区域）】	式	1				
除染工	式	1				
6 道路	式	1				
6.2 未舗装の道路	式	1				
6.2.1 道路表面(土壌)	式	1				
6.2.1.1(1) 除草	m2	1,360				
6.2.1.1(2) 堆積物の除去	m2	1,360				
6.2.1.2 表土の削り取り	m2	1,360				
6.2.1.3 土地表面の被覆 t=5cm 再利用土	m2	1,360				
6.2.2 道路表面(砂利、碎石道路)	式	1				
6.2.2.1 堆積物の除去	m2	3,170				
6.2.2.4 砂利、碎石の除去	m2	3,170				
6.2.2.4 砂利、碎石の被覆 再生クラッシュラン RC-40	m2	3,170				
6.3 ガートレール	式	1				

本工事費内訳書

令和4年度飯舘村特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
6.3.1 ガートレール	式	1				
6.3.1.3 拭き取り	m	25				
6.4 側溝等	式	1				
6.4.1 側溝等	式	1				
6.4.1.1 底質の除去等	m	100				
3.2.1.1 拭き取り(大石)	m2	75				
7 法面	式	1				
7.1 法面	式	1				
7.1.1 草、落葉、堆積物	式	1				
7.1.1.1 草、落葉、堆積物の除去 傾斜角 0° ~20°	m2	2,980				
7.1.1.1 草、落葉、堆積物の除去 傾斜角 31° 以上	m2	180				
8 農地	式	1				
8.1 水田	式	1				
8.1.1 草	式	1				

本工事費内訳書

令和4年度飯舘村特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
8.1.1.1-(1) 人力除草	m2	18,700				
8.1.1.1-(2) 機械除草	m2	28,100				
8.1.1.1-(3) 除草した草類の集積	m2	46,800				
8.1.1.1-(4) 土のう袋への袋詰め	袋	280				
8.1.1.1-(5) 現場内の小運搬	袋	280				
8.1.2 土壌	式	1				
8.1.2.1-(1) 不陸整正	m2	55,000				
8.1.2.1-(1)-② バックホによる表土の削り取り (標準工法・30a未満)	m2	34,400				
バックホによる表土の削り取り (標準工法・30a未満) t=7cm	m2	20,600				
8.1.2.2-(1)-③ 土のう袋への袋詰め	袋	4,237				
8.1.2.2-(1)-④ 小運搬 100m(往復)当り	袋	4,237				
客土 t=7cm 再利用土	m2	20,600				
8.1.2.7-(1) 地力回復(土壌改良材散布) 表土の削り取り後に客土を行う	m2	20,600				
8.1.2.7-(2) 地力回復(セ`ライト散布) イタセ`ライトZ-13 1~3mm20kg	m2	20,600				

本工事費内訳書

令和4年度飯舘村特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
8.1.2.7-(3) 2回耕起	m2	20,600				
8.1.3 柳の刈倒し～除根	式	1				
8.1.3.1-(1) 刈倒し・破砕	m2	8,200				
8.1.3.1-(2) 伐根・除根	m2	8,200				
8.1.4 柳の引抜き	式	1				
8.1.4.1 掴み装置付きバックホによる柳の引き抜き・集積	m2	12,400				
8.1.6 支障木の処理	式	1				
8.1.6.1-(1) 支障木の伐採 6cm以上10cm未満	本	110				
8.1.6.2-(1) 支障木の伐根 6cm以上10cm未満	本	110				
8.2 畑	式	1				
8.2.1 草	式	1				
8.2.1.1-(1) 人力除草	m2	4,700				
8.2.1.1-(2) 機械除草	m2	7,100				
8.2.1.1-(3) 除草した草類の集積	m2	11,800				

本工事費内訳書

令和4年度飯舘村特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
8.2.1.1-(4) 土のう袋への袋詰め	袋	71				
8.2.1.1-(5) 現場内の小運搬	袋	71				
8.2.2 土壌	式	1				
8.2.2.1-(1) 不陸整正	m2	11,800				
バックホよによる表土の削り取り (標準工法・30a以上) t=7cm	m2	6,700				
バックホよによる表土の削り取り (標準工法・30a未満) t=7cm	m2	5,100				
8.2.2.2-(1)-③ 土のう袋への袋詰め	袋	1,107				
8.2.2.2-(1)-④ 小運搬 100m(往復)当り	袋	1,107				
客土 t=7cm 再利用土	m2	11,800				
8.2.2.7-(1) 地力回復(土壌改良材散布) 表土の削り取り後に客土を行う	m2	11,800				
8.2.2.7-(2) 地力回復(セライト散布) イタセライトZ-13 1~3mm20kg	m2	11,800				
8.2.2.7-(3) 2回耕起	m2	11,800				
8.2.6 支障木の処理	式	1				
8.2.6.1-(1) 支障木の伐採 6cm以上10cm未満	本	60				

本工事費内訳書

令和4年度飯舘村特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
8.2.6.2-(1) 支障木の伐根 6cm以上10cm未満	本	60				
8.4 水路	式	1				
8.4.1 水路	式	1				
8.4.1.1-(1) 底質の除去等(土砂上げ)	m3	70				
8.4.1.1-(2) 底質の除去等(土のう袋への袋詰め)	袋	70				
8.4.1.1-(3) 小運搬 100m(往復)当り	袋	70				
8.5 畦畔	式	1				
8.5.1 畦畔	式	1				
8.5.1.1-(1) 堆積物の除去	m2	4,270				
8.5.1.1-(2) 除草	m2	4,270				
9 草地、芝地	式	1				
9.1 灌木(密)	式	1				
9.1.1 灌木(密)	式	1				
9.1.1.1 刈払	m2	510				

本工事費内訳書

令和4年度飯舘村特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
9.2 灌木(粗)	式	1				
9.2.1 灌木(粗)	式	1				
9.2.1.1刈払	m2	1,200				
11 森林	式	1				
11.1 常緑針葉樹	式	1				
11.1.1 堆積有機物	式	1				
11.1.1.1-(4) 堆積有機物の除去(非管理地)	m2	7,900				
11.1.1.1-(5) 伐り捨て材の整理	m2	7,900				
11.1.3 樹木	式	1				
11.1.3.1-(1) 枝打ち、切り枝回収(スギ)	m2	360				
11.1.3.1-(2) 枝打ち、切り枝回収(ヒノキ)	m2	110				
11.1.3.1-(3) 枝打ち、切り枝回収(アカマツ等)	m2	1,110				
11.1.4 下刈り	式	1				
11.1.4.1 下草・灌木刈払い 中程 0° ~20°	m2	7,900				

本工事費内訳書

令和4年度飯舘村特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
11.2 落葉広葉樹	式	1				
11.2.1 堆積有機物	式	1				
11.2.1.2 堆積有機物の除去(非管理地)	m2	15,800				
11.2.3 樹木	式	1				
11.2.3.1 粗朶結束	m2	15,800				
11.2.4 下刈り	式	1				
11.2.4.1 下草・灌木刈払い 中程 0° ~20°	m2	15,800				
11.3 雑木林	式	1				
11.3.1 堆積有機物	式	1				
11.3.1.2 堆積有機物の除去(非管理地)	m2	2,630				
11.3.3 樹木	式	1				
11.3.3.1 粗朶結束	m2	2,630				
11.3.4 下刈り	式	1				
11.3.4.1 下草・灌木刈払い 中程 0° ~20°	m2	2,630				

本工事費内訳書

令和4年度飯舘村特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
仮置場等	式	1				
13 仮置場等	式	1				
13.1 仮置場等造成工(地上型)	式	1				
13.1.1 仮置場等造成	式	1				
13.1.1.9-(1)-② 下部シート(保護マット)設置	m2	3,400				
13.1.1.9-(3)-⑥ 上部シート(遮光シート)設置 (大規模(500m2以上))	m2	4,100				
13.1.1.14 保管物取込・設置	袋	10,860				
13.1.1.14 保管物取込・設置 (遮へい土のう再利用)	袋	1,090				
運搬処理工	式	1				
16 除去土壌等の運搬	式	1				
16.1 除去土壌等の運搬	式	1				
16.1.1 除去土壌等の運搬	式	1				
16.1.1.1 クレーン付トラックによる除去土壌等の運搬 不燃物 3.3km	袋	6,520				
16.1.1.1 クレーン付トラックによる除去土壌等の運搬 可燃物 3.3km	袋	4,340				

本工事費内訳書

令和4年度飯舘村特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
16.1.1.4 小型不整地運搬車による除去土壌等の運搬 片道200m	m3	500				
客土材等の運搬	式	1				
客土材運搬(再利用土) (避難指示解除済区域) 平均距離22.5km以下 ダンプトラック10t積級	m3	2,590				
16.1.2 タグの取付け	式	1				
16.1.2.1 タグの取付け	袋	10,860				
17 減容化	式	1				
17.1 草木等の破砕	式	1				
17.1.1 草木等の破砕	式	1				
17.1.1.1 草木等の破砕	m3	1,690				
産業廃棄物等運搬処理工	式	1				
産業廃棄物運搬	式	1				
産業廃棄物運搬	式	1				
バックホコ・As殻積込 クローラ型・山積0.8m3(平積0.6m3)	m3	10				
ダンプトラック(10t積級)運搬(Co殻) バックホ山積0.8m3(平積0.6m3) 無筋コンクリート DID無 49.5以下 良好	m3	10				

本工事費内訳書

令和4年度飯舘村特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
産業廃棄物等処分	式	1				
産業廃棄物等処分	式	1				
コンクリート塊（無筋） 処分費	t	24				
現場発生品等運搬	式	1				
現場発生品等運搬	式	1				
現場発生品等運搬	式	1				
現場発生品又は支給品運搬 片道22km 積載量2.9t	回	5				
仮設工	式	1				
18 仮設等	式	1				
18.3 建設機械等の洗浄	式	1				
18.3.1 建設機械・トラック等の高圧水洗浄	式	1				
18.3.1.3-① 建設機械等の返却時のセルフスクリーニング費 建設機械等を返却	台	20				
18.3.1.3-② 建設機械等の返却時のセルフスクリーニング費 トラック等を返却	台	10				
18.3.1.4 敷鉄板の返却時のセルフスクリーニング費	m2	2,000				

本工事費内訳書

令和4年度飯舘村特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
18.4 敷鉄板設置・撤去	式	1				
18.4.1 敷鉄板設置・撤去	式	1				
18.4.1.1 敷鉄板設置・撤去 22*1524*6096 供用100日 180日以内	m2	2,000				
仮橋	式	1				
下部工	式	1				
バックホウ床掘 <small>コーラ型山積0.8m3(平積0.6m3) レキ質土・砂・砂質土・粘性土 土留工なし</small>	m3	26				
埋戻工D 最大幅W1<1m 標準	m3	14				
無筋・鉄筋構造物人力打設 <small>18-8-40 無筋構造物 養生工無 小運搬無 生コンクリート夜間割増無 標準</small>	m3	10				
型枠工(無筋・鉄筋構造物、小型構造物) 鉄筋・無筋構造物	m2	24				
基礎砕石工 0.2m 再生クラッシュラン40~0	m2	12				
下部工 橋脚設置・撤去(直接基礎) ラフテレンクレーン25t吊	t	0.800				
H形鋼(SS400) 広幅 300×300×10×15mm 93.0kg/m	t	0.800				
大型ブレイカ取り壊し 無筋構造物	m3	10				
上部工	式	1				

本工事費内訳書

令和4年度飯舘村特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
上部工 架設・撤去（直接基礎形式） ラフテレンクレーン25t吊	t	8				
主桁 H形鋼(SS400) 700×300×13×24mm	t	7				
横桁 溝形鋼(SS400) 9×90×300mm	t	1				
上部工 覆工板設置・撤去 ラフテレンクレーン 25t吊（直接基礎形式）	m2	48				
覆工板(賃貸)180日以内 鋼製すべり止め 補強型	月	5				
上部工 高欄設置・撤去(ガードレール型) ラフテレンクレーン25t吊（直接基礎）	m	24				
ガードレール 路側・C0用 白色塗装 新Gr-C-2B	m	24				
交通管理工	式	1				
交通管理工	式	1				
交通管理工	式	1				
交通誘導員A	人	132				
交通誘導員B	人	132				
材料費	式	1				
材料費	式	1				

本工事費内訳書

令和4年度飯舘村特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
材料費	式	1				
材料費	式	1				
耐候性大型土のう袋 (φ110cm ポリエチレン2重内袋)	袋	10,860				
除染等工事 【先行除染区域及びその外縁(帰還困難区域)】	式	1				
除染工	式	1				
道路キワ除染	式	1				
道路キワ除染	式	1				
林縁部(山側)における追加除染	式	1				
1.4.1.9 表土の削り取り	m2	63				
表土の削り取り t=10cm	m2	18				
1.4.1.10 土地表面の被覆 再利用土	m2	63				
土地表面の被覆 t=10cm 再利用土	m2	18				
仮置場等	式	1				
13 仮置場等	式	1				

本工事費内訳書

令和4年度飯舘村特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
13.1 仮置場等造成工(地上型)	式	1				
13.1.1 仮置場等造成	式	1				
13.1.1.14 保管物取込・設置	袋	6				
運搬処理工	式	1				
16 除去土壌等の運搬	式	1				
16.1 除去土壌等の運搬	式	1				
16.1.1 除去土壌等の運搬	式	1				
16.1.1.1 クレーン付トラックによる除去土壌等の運搬 不燃物 3.7km	袋	6				
客土材等運搬	式	1				
客土材運搬(再利用土) (避難指示解除済区域) 平均距離22.5km以下 ダンプトラック10t積級	m3	5				
16.1.2 タグの取付け	式	1				
16.1.2.1 タグの取付け	袋	6				
材料費	式	1				
材料費	式	1				

本工事費内訳書

令和4年度飯舘村特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
材料費	式	1				
材料費	式	1				
耐候性大型土のう袋 (φ110cm ポリエチレン2重内袋)	袋	6				
共通	式	1				
仮置場等【避難指示解除済区域】	式	1				
土のう工	式	1				
土のう工	式	1				
遮へい土のう工	式	1				
分別 振動ふるい機 粒径20mm以下	m3	4,000				
ブルドーザ 敷均し(ルーズ) 15t級 標準	m3	2,600				
機械削取り整形工 砂、砂質土、埴質土、粘性土	m2	1,300				
オーバー材運搬 L=11.5km以下	m3	1,400				
残土受入れ地での処理 無 標準	m3	1,400				
仮設工【避難指示解除済区域】	式	1				

本工事費内訳書

令和4年度飯舘村特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
18 仮設等	式	1				
18.4 敷鉄板設置・撤去	式	1				
18.4.1 敷鉄板設置・撤去	式	1				
18.4.1.1 敷鉄板設置・撤去 22*1524*6096 供用150日 180日以内	m2	600				
直接工事費	式	1				
共通仮設費	式	1				
共通仮設費	式	1				
運搬費	式	1			1号内訳書 19頁	
安全費	式	1			2号内訳書 20頁	
技術管理費	式	1			3号内訳書 22頁	
営繕費	式	1			4号内訳書 25頁	
共通仮設費(率計上)	式	1				
純工事費	式	1				
現場管理費	式	1				

本工事費内訳書

令和4年度飯舘村特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
工事原価	式	1				
一般管理費等	式	1				
契約保証	式	1				
諸経費対象外	式	1			5号内訳書 26頁	
工事価格	式	1				
消費税相当額	式	1				
工事費計	式	1				

内訳書

1号内訳書

運搬費

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
除染等工事【特定復興再生拠点区域及びその外縁(掃還困難区域)】	式	1				
運搬費	式	1				
運搬費	式	1				
仮設材運搬費	式	1				
仮設材運搬 製品L≤12m 片道50km 往復	t	345				
共通	式	1				
運搬費【避難指示解除済区域】	式	1				
運搬費	式	1				
仮設材運搬費	式	1				
仮設材運搬 製品L≤12m 片道40km 往復	t	104				
計						

内訳書

2号内訳書

安全費

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
除染等工事【特定復興再生拠点区域及びその外縁(帰還困難区域)】	式	1				
19 防護具等	式	1				
19.1 防護具等	式	1				
19.1.1 防護具等	式	1				
19.1.1.1 防護具等	式	1				
19.1.1.1.1(1) 防護具A	人・日	5,730				
19.1.1.1.2(1) 使用済み防護具の回収費(全身化学防護服を使用しな	組	5,730				
19.1.1.1.3 除染電離則に係る安全講習費	人	2				
19.1.1.1.4 健康診断費	人	5,730				
19.1.1.1.5 セルフスクリーニング費	人	5,730				
放射線管理に要する費用	日	132				
放射線管理手帳 手帳の申請、発行、登録料含む	冊	2				
除染等工事【先行除染区域及びその外縁(帰還困難区域)】	式	1				
19 防護具等	式	1				
19.1 防護具等	式	1				

内訳書

2号内訳書

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
19.1.1 防護具等	式	1				
19.1.1.1(1) 防護具A	人・日	10				
19.1.1.2(1) 使用済み防護具の回収費(全身化学防護服を使用しな	組	10				
19.1.1.4 健康診断費	人	10				
19.1.1.5 セルフスクリーニング ^〆 費	人	10				
計						

内訳書

3号内訳書

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
除染等工事【特定復興再生拠点区域及びその外縁(帰還困難区域)】	式	1				
20 放射線量測定(帰還困難区域)	式	1				
20.1 除染等の措置時の放射線量測定	式	1				
20.1.2 除染等の措置時の放射線量測定	式	1				
20.1.2.2-① 放射線の事前測定点設置作業	測点	290				
20.1.2.2-② 放射線の事前測定外業人件費 (67測点当り) 高さ1m位置の空間線量率・高さ1cm位置の空間線量率・高	測点	290				
20.1.2.2-③ 放射線の事前測定データ整理作業 (67測点当り) 高さ1m位置の空間線量率・高さ1cm位置の空間線量率・高	測点	290				
20.1.2.3-② 放射線の事後測定外業人件費 (67測点当り) 高さ1m位置の空間線量率・高さ1cm位置の空間線量率・高	測点	290				
20.1.2.3-③ 放射線の事後測定データ整理作業 (67測点当り) 高さ1m位置の空間線量率・高さ1cm位置の空間線量率・高	測点	290				
20.1.2.5-① 局所的に線量の高い箇所の調査	画地	10				
20.1.2.5-② 局所的に線量の高い箇所の調査に係るデータの整理作業	画地	10				
20.1.3 仮置場の放射線量測定	式	1				
20.1.3.1-① 放射線の事前測定	測点	5				
20.1.3.1-② 放射線の事前測定外業人件費	測点	5				

内訳書

3号内訳書

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
20.1.3.1-③ 放射線の事前測定データ整理作業	測点	5				
20.1.3.2-① 実施中の測定外業人件費	測点	100				
20.1.3.2-② 実施中の測定データ整理作業	測点	100				
20.1.3.3-① 事後の測定外業人件費	測点	5				
20.1.3.3-② 事後の測定データ整理作業	測点	5				
20.1.4 地下水及び浸出水調査	式	1				
20.1.4.1 地下水の放射能濃度の測定	検体	5				
20.1.4.2 浸出水の放射能濃度の測定	検体	5				
除染等工事【先行除染区域及びその外縁(帰還困難区域)】	式	1				
20 放射線量測定(帰還困難区域)	式	1				
20.1 除染等の措置時の放射線量測定	式	1				
20.1.2 除染等の措置時の放射線量測定	式	1				
20.1.2.2-① 放射線の事前測定点設置作業	測点	10				
20.1.2.2-② 放射線の事前測定外業人件費 (67測点当り) 高さ1m位置の空間線量率・高さ1cm位置の空間線量率・高	測点	10				

内訳書

3号内訳書

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
20.1.2.2-③ 放射線の事前測定データ整理作業 (67測点当り) 高さ1m位置の空間線量率・高さ1cm位置の空間線量率・高	測点	10				
20.1.2.3-② 放射線の事後測定外業人件費 (67測点当り) 高さ1m位置の空間線量率・高さ1cm位置の空間線量率・高	測点	10				
20.1.2.3-③ 放射線の事後測定データ整理作業 (67測点当り) 高さ1m位置の空間線量率・高さ1cm位置の空間線量率・高	測点	10				
20.1.2.5-① 局所的に線量の高い箇所の調査	画地	2				
20.1.2.5-② 局所的に線量の高い箇所の調査に係るデータの整理作業	画地	2				
計						

内訳書

4号内訳書

営繕費

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
除染等工事【特定復興再生拠点区域及びその外縁(掃還困難区域)】	式	1				
19 防護具等	式	1				
19.2 洗浄設備設置・撤去	式	1				
19.2.1 洗浄設備設置・撤去	式	1				
19.2.1.1 洗浄設備設置	基	1				
19.2.1.2 洗浄設備撤去	基	1				
計						

内訳書

5号内訳書

諸経費対象外

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
除染等工事【特定復興再生拠点区域及びその外縁(帰還困難区域)】	式	1				
21 諸経費対象外項目	式	1				
21.1 諸経費対象外項目	式	1				
21.1.1 諸経費対象外項目	式	1				
21.1.1.1 施工内容等の説明及び確認に要する費用	人	30				
21.1.1.2 除染結果の報告に要する費用 特殊勤務手当なし	人	30				
被ばく線量登録管理制度参加費用	人	20				
被災建物等解体撤去等工事	式	1				
除染等工事【先行除染区域及びその外縁(帰還困難区域)】	式	1				
21 諸経費対象外項目	式	1				
21.1 諸経費対象外項目	式	1				
21.1.1 諸経費対象外項目	式	1				
21.1.1.1 施工内容等の説明及び確認に要する費用	人	2				
21.1.1.2 除染結果の報告に要する費用 特殊勤務手当なし	人	2				

諸経費対象外

内訳書

5号内訳書

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
計						

本工事費内訳書

令和4年度飯舘村特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
解体工事【特定復興再生拠点区域及びその外縁区域(帰還困難区域)】	式	1				
解体工	式	1				
木造	式	1				
木造建物解体	式	1			1号内訳書 4頁	
付属施設	式	1				
下屋	式	1				
下屋(簡易構造)	m2	79				
仮設工	式	1				
足場工	式	1				
外部足場	式	1				
足場(12m未満の対象物に適用) 30日使用	掛m2	574				
運搬処理工	式	1				
運搬処理工	式	1				
廃材運搬費	式	1				

本工事費内訳書

令和4年度飯舘村特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
廃材運搬費 4t車・運搬距離（片道）5km	台	104				
廃材積込費 （対象面積 A=405m ² ）	式	1				
動産費	式	1				
屋内動産移転料 4t車	台	23				
機械運搬費	式	1				
機械運搬費	台	1				
大型土のう袋詰	式	1				
大型土のう袋詰工 耐候性大型土のう（φ1100）ポリエチレン製内袋（二重）	袋	114				
直接工事費	式	1				
共通仮設費計	式	1				
共通仮設費（率計上）	式	1				
共通仮設費（積上げ）	式	1			3号内訳書 6頁	
純工事費	式	1				
現場管理費計	式	1				

本工事費内訳書

令和4年度飯舘村特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
現場管理費(率計上)	式	1				
工事原価	式	1				
一般管理費等計	式	1				
一般管理費等(率計上)	式	1				
契約保証	式	1				
工事価格	式	1				
消費税相当額	式	1				
工事費	式	1				

内訳書

1号内訳書

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
拠点区域及びその外縁					注釈行	
木造上屋解体	式	1			2号内訳書 5頁	
基礎解体 土工事含む	棟	4				
計						

木造上屋解体

内訳書

2号内訳書

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
拠点区域及びその外縁					注釈行	
木造上屋解体 2階建・住宅・中規模(130m2以上180m2未満)	m2	164				
木造上屋解体 平家建・倉庫・小規模(130m2未満)	m2	162				
計						

内訳書

3号内訳書

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
技術管理費	式	1			4号内訳書 7頁	
安全費	式	1			5号内訳書 8頁	
計						

内訳書

4号内訳書

技術管理費

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
技術管理費	式	1				
空間線量測定費用（事後） 市街地 帰還困難区域	式	1				
空間線量測定費用（事前）	測点	5			38号代価表 47頁	
空間線量測定費用（事後）	測点	5			42号代価表 51頁	
三者立会の準備支援 市街地 帰還困難区域	式	1				
三者立会の準備支援業務	件	1			45号代価表 54頁	
表面線量測定 市街地 帰還困難区域	式	1				
大型土のう袋表面線量測定費	袋	114			46号代価表 55頁	
ダンプトラック直接積込表面線量測定費	台	127			49号代価表 58頁	
アスベスト調査 市街地 帰還困難区域	式	1				
アスベスト現地調査	件	1			53号代価表 62頁	
計						

内訳書

5号内訳書

安全費

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
安全費	式	1				
安全講習費	式	1				
安全講習費	人	6				
健康診断費	式	1				
健康診断費	人	174				
セルフスクリーング ^レ 費	式	1				
セルフスクリーング ^レ 費	人	174				
放射線管理手帳費	式	1				
放射線管理手帳費	冊	2				
防護具A	式	1				
防護具A	人・日	174				
使用済み防護具の回収費(全身化学防護服を使用しない場合)	組	174				
労働安全衛生管理補助者	式	1				
労働安全衛生管理補助者	人	4				

安全費

内訳書

5号内訳書

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
計						